

3673
Y86

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

始



367.3
Y861



家族制度の将来

東京高等師範
學校教授
吉田静致
仙臺陸軍地方
幼年學校教授
橋本文壽
共著

東京寶文館藏版

大正
4.5.14
内

東京 寶文館發行

我が國の家族制度の將來

田博士の著 吉田博士の序

家族制度の將來

はしがき

我が國家族制度研究の必要な事は、幾多の學者識者の間に唱へられ、殊に前文相奥田博士はこの研究が國家の爲めに重要な事を切論せられた。

思ふに我が國の家族制度は、我が國家組織に重大な關係を有し、殊に我が國體と緊密な關係を持つて居る。それでその制度の變化する否とは、我が國民思想に影響し、延いては我が國體にも關係するものであるから、特に國民教育には重要な問題である。

かゝる重大な影響關係のある家族制度に對しては、身苟くも我が國家に生存するものは、朝にあると野にあるとの論なく、尊卑貴賤の別なく、皆等しく研究して一つの見識を備ふべきものである。殊に身、教育の任に在り、社會の先導者たり、木鐸たるものは、天下の憂に先立つて憂へ、この家族制度の將來に對して、十分に考究せなければ

はしがき

ならない。

かく重要な大問題であるにも拘らず、之れを忠實に研究せられない感のあるのは、著者の頗る遺憾とする所である。自分等は勿論この大問題を遺憾なく解決する事が出来るとは思はない。然し幾分かこの問題の解決に與る事が出来ようと思つた。かゝる信念の下に、自分等がこの問題の研究に着手したのは、實に大正元年春の事であつた。爾來常に意をこれが研究に用ひたが、この問題は其の關係する所が廣く、その研究も一朝一夕に出来ることでない。然し自分等は出来得る限り、忠實に着實に、これを研究し、將來の新家族制度は如何なるものを理想とすべきものであるかを論斷するに努めた積りである。従つて成るべく多方面から研究して、その根柢を明かにするに苦心した。而してその各方面は各専門家の講究に俟つべきものがある。故にこれ等専門に涉る點は、却つて自分等の獨斷を避けんが爲めに、成るべく諸大家の説を引證した。この事は各、その條に明記して置いたが、猶ほ諸大家に對し感謝せんければならない事である。

今これを公にするに當つて考へれば、未だ研究の不十分な所もあり、萬感胸裏に往

來し、自ら慚怍たるものがある。然しかゝる大問題の研究は、何時完成すると云ふ果てしのない様なものであるから、大膽にもこゝに之れを公表したのである。これと云ふもの諸賢の批評により、自分等の研究の不備を補ひ、以て幾分かこの大問題の解決に資したいと考へたからである。それで讀者諸君にして若し異見があられたならば、事大小となく著者に注意せられん事を希ふて已まない次第である。

大正四年四月

著者識るす

目次

緒論

第一篇 總論

第一章 家の意義……………二

第二章 家族の意義及び要素……………二

第三章 家族の種類……………二

第一節 結婚の形式に依り分たれたる家族……………二

第一 血族結婚の家族……………一〇

第二 團體結婚の家族……………一三

第三 暫時的個別結婚の家族……………一六

第四 永續的個別結婚の家族……………一八

一、父權的家族 二、一夫一婦の家族

目次

第二節 血族の範圍により分たれたる家族

第一 (氏族制度)

- 一、氏族の意義及び氏族制度の起原
- 二、氏族の様式(一)母系氏族(二)父系氏族(三)兩系氏族
- 三、各種民族の氏族制度

- (一)漁獵民族(二)牧畜民族(三)農耕民族

第二 大家族

第三 小家族

第四章 家長權

第一 家長權の意義

第二 家長權の發生

- 一、西洋の家長權の發生
- 二、支那に於ける家長權の發生
- 三、日本に於ける家長權の發生

第三 家長權と家族の範圍との關係

第五章 家族制度の意義

第二篇 家族制度の變遷

第一章 西洋に於ける家族制度の變遷

第一節 最古代の親子關係

第二節 ローマ法に表はれたる家族制度

- 一、家父權
- 二、家主權
- 三、家父權喪失の場合
- 四、家父權及び家主權の變遷
- 五、婚姻法

第三節 近代の家族制度

第一 家族制度衰滅の原因

- (一)宗教上(二)國家の發達(三)産業組織の變化

第二 近代的家族

- (一)近代的家族に於ける父(二)近代的家族に於ける夫婦關係(三)近代的家族に於ける婦人(四)近代的家族に於ける小兒 結論

第四節 近代的家族破壊の傾向

(一) 極端なる個人主義、(二) 親子間の疎遠、(三) 經濟的基礎の不安定

第二章

支那に於ける家族制度の變遷

第一節

支那の宗法

第一

族の意義

第二

宗の意義

第三

大小宗の關係

第四

宗法適用の範圍

第五

宗法の實際

第二節

先秦時代

第三節

唐時代

第四節

明清時代 收結

第三章

日本に於ける家族制度の變遷(明治維新以前)

第一節

上代

第一 日本の氏族制度

(一) 氏族の意義、(二) 氏族間の關係

第二 上古の家族制度

第二節 大寶令時代

第三節 武家時代

第一 北條足利時代

第二 徳川時代 收結

第四章 明治維新後の家族制度

第一節 大家長權の家族制度

第二節 近代的家族

第三節 我が國現行法上の家族制度

甲 現行民法上の家族制度

第一 戸主と家族

第二 戸主權

第三篇 新家族制度論

第一章 家族制度の諸關係

第一節 家族及び家族制度と國家との關係……………二二九

第二節 家族制度と我が國體との關係……………二四〇

第三節 家族制度と國民教育との關係……………二五〇

第四節 家族制度と國民道德との關係……………二五九

第二章 新家族制度觀……………二七一

第一節 生物學上より觀たる家族制度……………二七二

第二節 生物學上より觀たる家……………二七三

第三節 生物學上より觀たる家族制度……………二七四

第四節 生物學上より觀たる親子關係……………二七五

第五節 生物學上より觀たる夫婦關係……………二八二

第六節 産業上より觀たる家族制度……………二八四

第七節 商工業の移動的なる理由……………二八五

第八節 農業本位か商工業本位か……………二八六

（一）我が國に於ける人口増加率（二）我が國米麥の生産額と消費額……………二八七

第三章 我が國家族制度破壊の原因……………二八九

乙 現行刑法上の家族制度……………二九〇

（一）家督相続（二）遺産相続（三）限定相続……………二九五

第八 相続法規……………二九四

第七 養子條項……………二九三

第六 民法上の夫婦關係……………二九〇

第五 家族の權利及び義務……………二八五

第四 親權……………二八二

第三 戸主の義務……………二八一

總收……………二九〇

第三章 我が國家族制度破壊の原因……………二八九

乙 現行刑法上の家族制度……………二九〇

（一）家督相続（二）遺産相続（三）限定相続……………二九五

第八 相続法規……………二九四

第七 養子條項……………二九三

第六 民法上の夫婦關係……………二九〇

第五 家族の權利及び義務……………二八五

第四 親權……………二八二

第三 戸主の義務……………二八一

總收……………二九〇

第一節 明治維新の舊制度の破壊……………二九八

第二節 階級制度の廢止……………二九九

第三節 現状打破思想の勃興……………三〇〇

第四節 自覺したる立憲思想の勃興……………三〇一

第五節 個人主義の輸入……………三〇三

(一)倫理上の個人主義 (二)法律上の個人主義 (三)文藝上の個人主義

第四章

家族制度の長所短所及び存續すべき理由

第一節 家族制度の長所……………三〇〇

第一 獻身的精神の修養……………三〇〇

第二 共同一致の精神涵養……………三〇三

第三 優美高尚なる感情陶冶……………三〇三

第四 經驗ある尊長の指導……………三〇六

脱

第五章

祖先の靈的感化

第二節 家族制度の短所……………三〇九

第一 獨立心の缺乏……………三〇九

第二 自由發展の阻害……………三一一

第三 人格不尊重……………三一一

第四 婦姑の衝突……………三二四

第五 蓄妾の弊風馴致……………三二五

第五章

新家族制度

第三節 家族制度を存續せしむべき理由……………三二六

第一節 道德上の方面……………三二七

第一 家長の道德……………三二八

第二 家族の道德……………三二八

第三 親の道德……………三四四

第四 子の道德……………三四七

目次

第五 夫の道德……………三五二

第六 妻の道德……………三五六

第七 尊長及び卑幼の道德……………三六八

第八 婦姑の道德……………三七〇

第九 結論……………三七二

第二節 經濟上の方面……………三七五

第三節 法律上の方面……………三八〇

甲 民法上……………三八〇

第一 家の組織に關する民法……………三八二

第二 婚姻に關する同意權……………三八二

第三 相續法……………三九〇

第四 遺留分……………三九二

第五 夫婦財産制……………三九四

第六 扶養の義務……………三九四

第七 親權と家長權との關係……………三九六

第八 隱居面……………三九八

第九 養子論……………三九九

乙 刑法上……………四〇一

第四節 その他の方面……………四〇三

總收結……………四〇五

目次終

家族制度の將來

吉田靜致 橋本文壽 共著

緒論

獨逸のシユモラー教授は、家族を濟經上から見て次の如くに云つて居る。
 當今經濟組織の單位は、個人であるけれども、個人の經濟的活動は團結した社會的機關の内に、主として研究せられるのは、家族的、團結、地理的、團結、地方團體及び國家及び企業的、團結の三つである。これによれば、家族的團結は、個人の經濟的活動をするのに、大切な關係を持つて居るものと見なければならぬ。
 而して家族制度は個人が家族生活をする間に生ずる様式であつて、家族の活動に大關係がある。従つて家族制度は個人の活動發展に重大な關係

緒論

一

のあるものである。殊に我が國家に於ては多年の歴史を有し、我が國家、我が國體と關係あるものであるから、等閑に附すべき問題でない。

そして吾人の最も欲求するものは、將來の家族制度、即ち理想の新家族制度である。この問題を解決するには、先づ家族制度變遷の歴史を研究する必要がある。何となれば吾人は常に歴史の中に生活し、歴史を離れて生活する事は出来ないからである。

それで本書に於ては、第一篇に於て、家族、家族制度等に關する概念を與へ、第二篇に於て古今東西に於ける家族制度の變遷を述べ、第三篇に於て、將來の家族制度、即ち新家族制度を論斷した。

第一編 總論

第一章 家の意義

家の意義には有形のものに對する場合と、無形のものに對する場合との

二つある。前者は人の住居を目的とする建物を指したもので、今の家屋又は人家と云ふ意義である。後者はその建物の内に居住する團體と云ふ觀念を意味して居る。今本來の意義を考へて見るのに、元家族制度の行はれて居る社會では、家族の一團體は同一の建物の内に居住するのが普通であつた。それでこの居住團體をも家と稱し、法律ではその居住團體を法人と見做し、家と稱する様になつた。そして家族制度の嚴密に行はれて居た時代には、財産は個人に屬せないので、家に屬した。故にその財産を家産と云ふ。封建時代には家祿と云ふ家産があり、又家人の一舉手一投足は、皆その家に關係し、一人の惡事により、その家全部を廢滅に歸せしめ、三類をも絶やされたものである。要するにこの時代に於て、家と云ふのは、家族團體より出來て居る一種の法人の名稱であつたのである。

かく家にはそこに住む家族團體が必要であつたが、遂にはその意味が變化して、唯一人でも家を組織する様になつた。これは想像上の團體を認め、たものと云ふべきものである。市町村制第七條第三項に「法律に獨立と稱

するは、滿二十五歳以上にして、一戸を構へ、且治産の禁を受けざる者を謂ふとある。この一戸と云ふのは、居住を別にして、獨立に生計を營む事實を指して云ふので、これが一つの家である。これは獨立の生計を營む場合の家であるが、又獨立の生計を營ますとも、家を作る場合がある。かの私生子がその母の家の戸主が入籍を拒絶した時には、その私生子一人で一家を創立するが如きは、その一例である。かくて星遷り歳變りて家族制度は廢れて、個人主義となり、遂に家と云ふ觀念も變化して、家は法律上には、唯戸籍上の手續や、家督相續など以外には、權力がなくなり、畢竟法人たる資格を失つて來たのである。

以上述べた如く家と云ふ觀念にも、色々の意味はあるのであるけれども、こゝに云ふ家と云ふのは、建物上の家でなくて、觀念上の家である。そして我が民法では、戸主の統轄する家族團體を意味する。換言すれば、家とは、戸主の統轄範圍に附した觀念である。

第二章 家族の意義及び要素

家族は、一家を組織する一團である。この説明は極めて廣義なるものであるが、猶ほこれを分析すれば、大小廣狹等の差別が生ずる。この事は後に家族の種類に於て、詳述する積りであるが、今その大要を説けば次の如くである。

廣義の家族と云へばその家に居る人は總べて家族である。即ち一家の經濟組織に與つて居る者は悉皆家族である。狹義ではその家に居ても血族關係のない者は加はらない。つまり家に居る血族のみを稱して家族と云ふ。これで廣狹二義は判つたが、又その狹義の中に大小の區別がある。

蘇格蘭人ポサンケー夫人曰はく、家族とは男と云ふ大前提と、女と云ふ小前提とが、子女と云ふ結論を出した實際的三段論法であると。これは所謂西洋の家族である。これも等しく家に居る血族には相違ないが、我が國の如きものよりは範圍が狭い。

それで我が國の如き幾代もの血族の居る者とは、區別せなければならぬ。

大家族

家族の要素

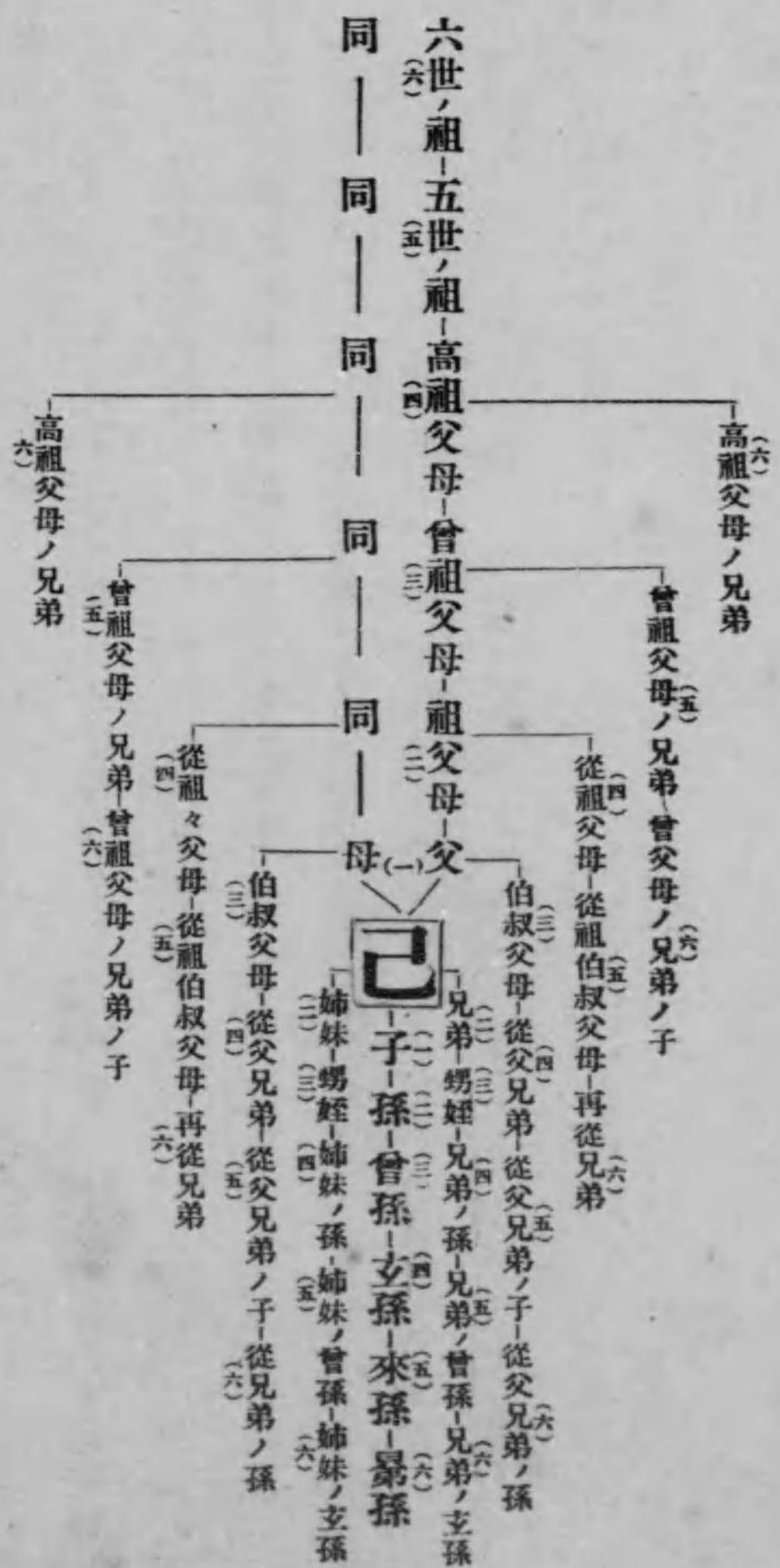
親族

家族制度の將來

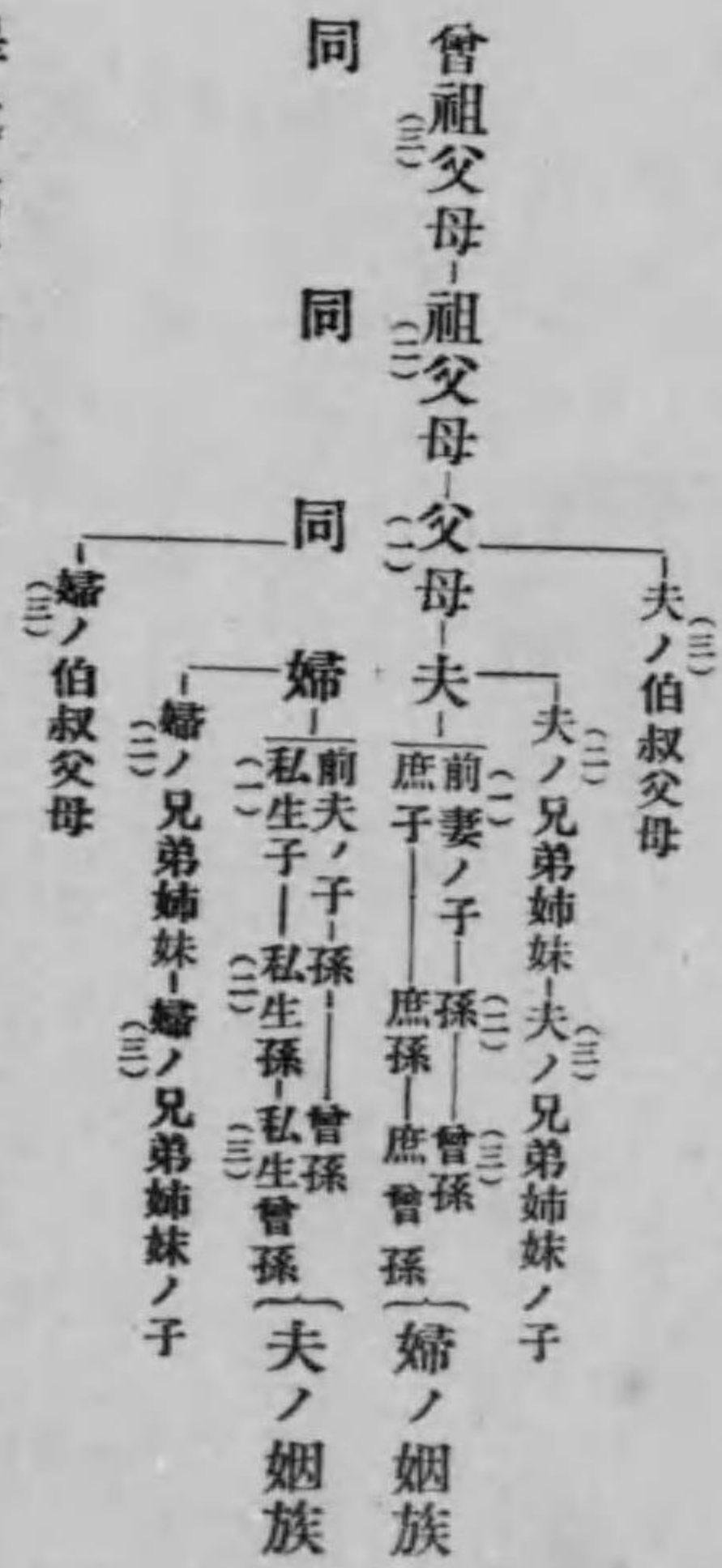
い。従つて我が國の家族の如きものを概して、大家族と云へば、西洋の家族は小家族と云はれる。

かく家族そのもの、意義に差異がある以上、その家族を組織する要素にも差異がなければならん。即ち廣義の家族では、家に居る血族團體は勿論、下婢下男の如き者迄も要素となり、小家族では、ホサンケイ夫人は男子と婦人と獨立せざる子女との三要素を述べて居る。然して我が民法では、第七百三十二條に「戸主ノ親族ニシテ、其家ニアル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス」と規定せられて居る。そして民法上の親族は六等親内の血族、配偶者、三親等内の姻族を云ふのである。今、奥田博士の親族表を摘記すれば、次の如くである。

六親等の圖



三親等内の姻族の圖



畢竟我が國では、これ等の親族を最大限の要素として、家族を組織し得るのである。
 かく家族といふ意義にも差異はあるが、普通には、その家にある、血族團體を指して云ふ。

第三章 家族の種類

家族の種類については、河田氏の「家族制度の發達」に詳述せられて居る。

今、主にそれにより述べて見よう。まづその種類はその見る立脚地によりて區別が生ずる。今その區別を舉げれば、(一)結婚の形式に依つて分つものと、(二)血族の範圍に依つて分つものとの二つある。

第一節 結婚の形式に依り分たれたる家族

家族を結婚の形式に依り區別したのは、モルガン氏で、その説によれば

- (一) 血族結婚の家族
- (二) 團體結婚の家族
- (三) 暫時的個別結婚の家族
- (四) 永續的個別結婚の家族
- (イ) 父權的家族
- (ロ) 一夫一婦の家族

の五つとなる。そしてモルガン氏は(一)(二)(四)の(ロ)を以つて根本的なものとし、(三)(四)の(イ)を以つて中間的のものとして考へて居る。今少しくその各につい

て述べて見よう。

第一 血族結婚の家族

これは肉親の兄弟姉妹、従兄弟姉妹などが結婚するものであつて、最も原始的なものである。然し血族結婚の家族があつたか、どうかは大に議論のある事である。モルガン氏が之れをありと斷じたのは、一人稱の其の傍系親に當るものに對する關係から推及して云ふので、この血族結婚を許さなければ、到底當時の馬來式の血族關係を了解することが出来ないと云ふ推定からである。即ち一男子はその兄弟の子女なる甥姪をば、自分の子女と呼び、その甥姪等が父の兄弟をも父と呼んだ。そして亞米利加の一宣教師が、初めて布哇に入つた時に、兄妹の結婚や父娘結婚が行はれ、又男の一人と女の一人とが結婚する、所謂團體結婚があつたといふ事を述べ、そして布哇と Kotuma 島との親族關係の稱呼に付いて記して居る。その内、布哇のもの、主なるものを擧げて見よう。

父 māhū ā kā'na.

伯叔父等にも用ひる。

母 māhū ā wā-hee'na.

伯叔母等。

子 kāi'kee kā'na.

兄弟姉妹の男子、及び伯叔父母の子女の男子等。

女 kāi'kee wā-hee'na.

兄弟姉妹、及び伯叔父母の女子等。

かゝる稱呼を血族結婚の證據として擧げて居る。然るに之れに對し河田氏は疑問を抱き、事實として無いものだ、と云ふ考を發表せられて居る。何故かといふに劣等民族では、血族に關する觀念が冷淡で、且つ日常用ひる言語が少くて、各個に對して一々區別ある名詞を用ひない。それで、一部類を總括した名詞で用を達して居る。故に自分の子でも、兄弟姉妹の子でも、若い者は總て子女と云ひ、伯叔父母の如きは皆父母と呼ぶのである。然るに用語が共通して居るからと云つて、血族結婚が行はれたとは論斷せられないと云ふのである。

我國の古史にも、兄弟相姦は禁せられて居る。即ち允恭天皇が太子木梨、輕と同母妹輕大娘皇女と姦せられたのを罪して、皇女をば伊豫に流された。即ちこの事は

日本書紀云。二十三年春三月立木梨輕皇子爲太子。容姿佳麗見者自感。同母妹輕太郎皇女亦艷妙也。太子恒念合太皇皇女畏有罪而默之。然感情既盛殆將至死。爰以爲徒非死者雖有罪何忍乎。遂竊通。

同二十四年六月云。太子是爲儲君不得罪則流輕大皇女於伊豫也。かく血族相姦を罪せられたのを見ても、血族結婚は行はれたのではあるまいと思はれる。

又ウエスターマークは其の著道德觀念の起源及び發達の結婚の處で、血族相姦を忌むは、殆んど人類に共通でもし相姦するものあれば、異常なるものとして非難せられた事や、父子兄弟の結婚を忌むことの甚だしきことは、逆臣より惡しとせられたことや、血族相姦は死刑に處せられた事などを述べて居られるのを見れば、モルガン氏の血族結婚の家族は、一の想像說であるかとも思はれる。然し是れは一面から社會學の問題であつて、容易に論斷せらるべき者でないから、暫らく疑を存して置く。

團體結婚の家族

第二 團體結婚の家族

原始的な家族

これは一家の兄弟と、他の一家の姉妹とが共同して結婚するのである。即ち數人の兄弟が團體となつて、數人の妻を共有し、又は數人の姉妹が一團となつて、數人の夫を持つのである。こんな婚姻制度、こんな結婚制度による家族などは、今の社會狀態から考へれば、到底あらうとは思はれない位である。然し實際在つたと云ふ事は、學者の等しく認める所で、現に或蠻民にはこの風習の残つて居るものも有るのである。これに依つて團體結婚は承認せられ、この結婚形式による家族は、最も原始的な家族で、家族制度の第一出發點と考へられて居る。

モルガン氏の考によると、この團體結婚の家族は、血族結婚の家族から進化して出たものとする。この團體結婚と血族結婚とは何處が異なるかと云ふのに、血族結婚では肉親が平氣で結婚するのであるが、團體結婚となると、肉親の結婚は禁せられて居る。そしてこの肉親結婚の禁止は、一の進歩である。然らば何故肉親結婚を忌むに至つたかと云ふのに、氏はそは如何に劣等な人種でも肉親の者が結婚するのは、有害で、恐るべき結果を來す事を

族結婚の家族があつたと云ふ事を否定するからには、之れを以て最も原始的な家族と云はなければならぬ。

暫時的個別結婚の家族

第三 暫時的個別結婚の家族

これは個別の結婚であるけれども、排他性のある獨占的夫婦でなく、當事者の快樂の續く間の結婚である。血族結婚の家族とか、團體結婚の家族とかは、何れも亂婚的狀態の下にあるものである。極端な亂婚時代と云ふのは、一部落の男女が互に相交り、男女關係の最も紛然たる時代を指すので、社會の發達の第一期と云ふべき過去にはあつたかも知れなう、是れが一の家族制度を爲したとは考へられない。故にスベンサー等の學者は亂婚狀態の下には家族と稱せらるべきものがないと論定せられて居る。血族結婚も、事實は非倫の行爲として存在したには相違ないが、之れを正當な一の形式として承認したといふのは、歴史上に之を證すべき事實がなく、家族制度の出發點としては、團體結婚の家族を探らなければならぬと云ふ事は既に述べた。然し團體結婚の家族は到底安定なものでない。常に動

亂婚時代

搖して居る不安な家族である。且つ又團體結婚といふ事は、人の自然の情に適して居らない。ダーウソンの言ふ通り人にも嫉妬の情があるから、自分一人、一人の女、或は男を占領したいのは自然である。即ち結婚の理想から云へば、夫婦は各一人づゝの個別結婚で、完全に排他的性質を有し、相互獨占的であつて欲しい。かくして初めて結婚が安定を得る。これは人情の自然であるから、敢へて仰々しく云ふまでもない事である。

然し人知の未だ十分に發達しない過去に於いては、この理想を確實に實現することは出来なかつた。さればと云つて何時迄も團體結婚で居る譯には行かない。それで猶ほ永續性と排他性とは缺いて居るけれども、男女の一對が出来た。現在吾人のまゝ、目撃する如く、道徳心の十分に發達せない者は、結婚に對して極めて不緊りで、結婚はしたい時にして、止めたい時に止めてよいものゝ如くに考へて居る極端な自由思想から來て居るのは別である。彼等の間には之れを以つて、左程罪惡なものとは考へない。かう云ふ事實は現に見られるのであるから、人智の未だ發達しない過去に於いて

て結婚に永續性を缺くのは無理もないのである。それで人智の發達から團體結婚の後に個別結婚が生じたけれども、それも當時の人智は一時的の結婚で満足して居た。即ち男女の結合は一時的であるけれども、その結合の期間は相互の任意で、然もその期間中でも敢へて獨占したのではない。勿論男としては女子に對し貞操を欲求するのは自然であつたらうが、その永久の貞操を以て、道德的條件とするまでには進んで居らなかつたのである。それでこれは一時的個別結婚なのである。

第四 永續的個別結婚の家族

太古發達しない人種には、自己即ち我の觀念が極めて弱い。それに従つて自己の所有と云ふ様な正確な觀念が發達して居らない。何が自己の所有で、どこ迄自己の權利があるのかと云ふ事を考へない。であるから物は皆共有で、特定の所有を持たない。これは後に述べようとする氏族制度によくその精神が表はれて居る。かく所有の觀念が弱い處から、妻も夫も共有したものであらう。それで甚しい不都合を感じなかつたものと見える。

永續的家族
所以の起る

然し人は進歩するから、人智の發達について、我の觀念も發達し、自己の所有と云ふ觀念も明かになつてくるのは自然である。殊に結婚の歴史を見れば、古くは奪掠結婚であつた。この奪掠の慣習は、今も諸國に残つて居る。

有賀博士の「族制進化論」には、次ぎの如きことがある。

サモア人は他物と共に婦女子を分捕して、得たものは妻としたと云ふ。

又ラボックの記せる所によれば、濠太拉利の土蕃中にもこの風がある。濠洲では男子よりも女子が少いので、妻を得ない者も多い。然るに妻を得た者は、その妻を奴隸の如くに見て、牛馬の勞を取らしめ、衣服を調度せしめ、自己の驕慢の情を充す道具とした。それで妻を得ない人は、かゝる贅澤物を得ようとして、危難をも冒し、婦女子を他族から奪掠した。かのシドニー附近に住む蕃民の奪掠は、先づ婦女子の守護無きを見て、之れに近寄り棒などを以つて、頭又は背を力に任せて打ち、氣絶するを待つて、林中に引摺り行き、蘇生するのを俟ち、自分の部落につれて行く。婦女子はこれに對し抵抗もせない。何となればどうせ何時かは誰かにこの目に逢はされるのであるか

ら。又親戚なども自分達もこの方法で復讐をやるのであるから敢へて怒りもせない。我國上古に於て八岐の大蛇が出雲の簸の川上の足名稚手名稚の子を奪掠した事がある。大蛇は眞の蛇でなくて人である。劍を帯びて居たのは三韓地方の移民であらうと有賀博士が云はれて居る。何にせよ、これは奪掠結婚を示した者である。

かゝる風のあるのは男子は情を満す爲めに、贅澤心を満足させる爲めに、又生業上の助けの爲めに、其の妻を専有しようとした。然し自分の族から得て専有するのは、他に累を及ぼすから、先づ自族の迷惑にならぬ様にして、自分の力で他族から奪掠して来て、専有しようとした結果、かゝる奪掠結婚が行はれたのである。それから蠻人は分捕物を以つて家屋衣服の飾とする。ニュージランド人や、臺灣人が敵の首を以て勝利の記念としたりするのはその例である。それで武勇智略のある者は、自己の名譽の爲に、婦女子を奪掠して妻妾とし、以つて自分の偉い證據とした。こんな色々の理由からして奪掠となり、遂に婦人専有の事實を見るに至つたのである。

奪掠結婚をするのには、奪掠せらるべき他族が必要である。然るに他族も融和すると、腕力を振つて女子を奪ふべき土地がなくなつてくる。こゝで唯奪掠の形式を用ひる様になる。

ヒリビンの土人が結婚するには、先づ新婦をして日の出づると共に林中に入らしめ、一時間の後、夫たるべきものを林に入れ、日没まで探して、見出して連れ歸れば妻にやり、見出さなければ永久に其の妻を娶ふことは出来ない。カリホルニヤの土人中にもこれと似よつた風があつて、隠れた女を三度の中、二度探し當てれば妻とする事が出来るが、二度探し當てなかつた時は、尙ほ數週間の後、再び同式を行ひ、合格せなければ妻にせられない。

アフリカの土人には妻を買得する風がある。賣買の約が出来てから、新夫は新婦を強奪する様な方法をする。即ち結婚の日、新夫は自分の親戚朋友を集め、勢を揃へて新婦の家に行く。新婦の家でも矢張親戚朋友の軍を作つて待つて居り、兩軍戦つて新夫の軍が敗るれば、當日婚を結ぶ事が出来ない。後日新婦が野に出て居る所か、又は水を汲んで居る所を待伏せをし

て捕へるのであるさうだ。

これ等は何れも奪掠結婚の餘風と見るべきものであらう。

かく奪掠結婚が行はれたが、これが進んで又異姓結婚となる。

奪掠結婚が行はれる時は、武勇ある者は、他族より妻を求め、そして外族と争闘する様になれば、能く戦に勝つ者が、一族の者から尊崇せられる。

それで勇氣あるを示さんとする者は、皆他族より妻を奪はうとする。これが異姓結婚となるのである。然し兩族の和睦その他の原因で、奪掠が出来なくなれば、異姓結婚は異姓結婚と變ずる。それは外群から婦女を奪掠することが出来ないから、外族から奪はれて来た女子の血統を受けて居る者と結婚して、外族結婚の餘風をくむ。これは族内結婚を爲て卑怯だと非難せられるのを免れる方便である。即ちこれが異姓結婚の始りである。

かく色々結婚の形式はあるが、結婚をなすのには、兎に角男子が發動的に大なる勞力を振はなければならぬことは明かである。して見ればそんなに骨を折つて得たものを、自己の所有にせしないで、團體の所有にすると云

異姓結婚

父權的家族

ふのは當を得たものでない。この點からも自己の得たものは、自己の所有と云ふ様になつて、結婚は個別的傾向を帯びて来たものであらうと思ふ。そして理想の結婚はその結婚が永続的である事を欲する。

それで次の如き父權的家族、一夫一婦の家族などが生じたのである。

一、父權的家族

父權的家族と云ふのは家父權が強大で、他の家族の權利を認めない血族團體を云ふ。妻子の如きは全く塾居生活をするものである。そしてこの家族の發生する所以は、猶ほ漸を逐つて明かとなるが、その特長とすべきものは一夫多妻であることである。即ち家長のみ權力が強いから、かゝる結婚形式を取るのである。然らばこゝに一夫多妻の生ずる原因を考ふるのも無用であるまい。

一夫多妻の生ぜし原因

(一)腕力。外族から妻女を奪掠するのは、一は情欲から起つたもので、一は腕力から行はれたものである。誰しも多數の婦女を自分の自由にするの

一夫多妻の生ぜし原因

は愉快な事であるから、この欲情の方面から見ても一人の男が多数の婦女を得んとするのである。

それで腕力の強い者は、幾人でも奪掠して自分の妻とするのである。従つて無智昧なる世には、多数の女子を妻にして居るのを非難するどころか、却つて其の者の勇武智略を示すのであるから、稱賛したのである。實際勇武を以て人の貴賤を評定した太古に於ては、これも止むを得ない。それでマダガスカル島などには、一夫多妻の風が行はれて居て、唯君主でない者は、一夫にして十二妻を有する事が出来ないと言ふ規定がある許りなうだ。又東部アフリカでは、酋長は皆己が妻の多いのを誇りとして、その数は十二人から三百人に至ると云ふことである。何しろ腕力の強い者が、多くの妻を持つのは是非ないことである。

(二) 經濟上。原始時代の人は、奪掠した婦女を、奴隸の如くに使用したのであり、又自分の子供も生産上使用した。それは妻も産業に勞役する能力があるから、妻が多ければ自然、産業の手助けが多いので生産上の便利があ

る。依つて成るべく多くの妻を得ようとする傾向となるのである。ニューカレドニアでは、酋長は十人、二十人、三十人位の妻を持つて居るが、妻の多いだけ、それだけ田畝もよく、衣食も多いと云ふ事である。

(三) 女子の多数。腕力もあり、經濟上の都合もよいため、婦女を奪掠して多くの妻を持たうとしても、男子の數よりも女子の數が少い時にはどうであるか。もし婚期に達した女が皆それ、他の男子の有であるとするれば、腕力が強くとも、一人の男が多くの女を得るには中々骨が折れるのは當然の事である。又それ、他の男子の有でないとしても、女子の數が少いとすれば、競争者が多いから、之れを得る事の六ヶ敷いのも明かである。然るに太古は常に戦争があつたので、盛年の男子の死ぬ者が多い。それで自然、男子の數が女子の數よりも少くなる。して見れば、一人の男子が多くの女子を得て妻とするのも、つまり女が餘つて居るから、比較的容易であつたのである。

かくの如くして一夫多妻の家族は生じたが、これも一面には人情の自然

に合はない點もあり、道徳的觀念の發達から來る制裁もあり、遂にこの一夫多妻の家族は、一夫一婦の家族となるに至つた。

一夫一婦の家族

二、一夫一婦の家族

一夫一婦の家族は男一人と女一人との結婚から出來る。これは獨占的夫婦で、然も兩者が唯一つを占領して居るのである。従つて男子は女子の權利を尊重し、妻の人格を認めるのであるから、男子專制の一夫多妻時代から見れば、餘程進歩したものと云ふべきものである。そしてこの一夫一婦の結婚は如何なる理由で生じたか。

一夫一婦の結婚を生ずる理由

太古以來一夫多妻が行はれて居たけれども、この風俗は次第に變化して來た。その主な理由を考へて見ると次の如くである。

一夫一婦の結婚を生ずる理由

(一) 經濟上。古は一夫多妻は經濟上利益が多かつたのである。然し段々奪掠結婚の行はれない様になると、財貨又は勤勞に依つて外族の婦女を買はなければならぬ。即ち賣買結婚が行はれる様になる。かくなれば一

夫多妻は中々行はれ憎い。何故かと云ふに、如何に腕力が強くとも、財貨を得るのには限りがあり、勤勞にも限りがある。それで、多く得難い財貨や、多く爲し難い勤勞では、多くの妻は得られない様になる。それでその辛勞に堪へかねて、一人の妻で満足する様になる。

(二) 男女の數の平均。一夫多妻は女子の數が男子の數よりも多いので、之れを得る事が容易であつた爲に行はれたのであるが、世が進むに従ひ、戰爭は漸次減少して、遂に平和的生活をする様になつた。かうなれば今迄の様に戰爭の爲に死ぬ男子が少くなるから、自ら男女の數は平均する様になる。然るに一人の男子が多くの女を得れば、他の男子の中には妻を得られない者が生ずる。この妻を得られない男子は感情上、多妻を得た男子の行爲を非難する様になり、社會の輿論として一夫多妻を不正とする様になる。

以上は一夫一婦の傾向を生せしむるには相違ないが、こゝに明かに一夫一婦でなければならぬとした主なる原因がある。

(三) 道義上。一夫多妻は道義上不可である。これは男女の數の平均せる

點からも論せられる所であるが、この道德の觀念を強からしめたものは基督教であると思ふ。云ふ迄もなく基督は人格平等を標榜して立つて居る。神の前には良民もなければ、奴隷もない。夫もなければ妻もない。親もなければ子もない。畢竟上下貴賤の別はない。總べての人は皆平等である。かく總べての人が平等であれば、或男だけが、多妻を持ち、或男は一妻をも持たぬと云ふ不公平は許されないとである。又男女も平等である。男女が平等だとすれば、一人の男の妻は一人たるべきもので、一人の男に數人の妻があると思ふのは、男女不平等を示すものであるから許されないとになる。かゝる基督教の平等思想は自然に勢力を得て、一夫多妻は先づ信仰によりて破れ、其の基督教の倫理は遂に、一般の倫理となり、人格觀念の發達に伴ひ、動かすべからざる道德となり、全く一夫一婦の思想は確立するに至つたのである。實に一夫一婦は天理人道に合して居る。然るに一夫多妻の不倫を許せば、世人をして、かゝる快樂を貪るのを以つて、善き事と思はしむる様になり、その結果社會道德の下落となる。これ實に道義上恐るべきものである。

である。

今この結婚の形式から見た家族の種類を終るに當り、血族關係上最も重要な婚姻につき一言しよう。

婚姻成立の條件

婚姻成立の條件を有賀博士は左の如くに擧げて居る。

- (一) 一定の儀式を以て始めること。
 - (二) 一旦婚姻した者は一生夫婦となつて、輕々しく離別しないこと。
 - (三) 既に一男子と結婚した女子は、他の男子と婚嫁せないこと。
- (一)の儀式に依るのは婚姻關係の重大であることを示し、その女が誰の妻となるかを明かにするのである。(二)の輕忽に離婚しないと云ふのは、忽ちにして離縁するとすれば、先に親子であり、親族であつた者が、忽ちに親子の關係を離れ、親族でなくなると云ふ非人情的な事が出来るから許されない。(三)の女が他の男と婚嫁しないと云ふのは、女子に對する貞操の要求である。是れはその女の生んだ子が、何れの男子の子であるかを知る事が出来ない不便がある。これも母系時代には差支ないが、父系的の社會になつては許

されない事實である。

普通の結婚にはこれ丈の条件が含まつて居らんければならぬ。然るに何等の儀式なく野合的の結婚を爲すが如きは甚だ不都合なものである。殊に離別を容易に爲したり姦淫の罪を犯したりするのは不倫も亦甚だし。そして將來に於ては、一度結婚した者は、男子でも他の女に交媾せぬことを道義とせなければならぬ。

第二節 血族の範圍により分たれたる家族

普通家に居る血族團體を以つて家族とする。然しその家に居ると云ふ條件を取つて、血族の範圍から見る家族がある。これを廣狹の範圍からエ、グロッセ博士は左の如く

- 第一 氏族 Sippe.
- 第二 大家族(父權的家族) Grossfamilie.
- 第三 小家族(個別家族) Sonderfamilie.

の三種とする。

第一 氏族制度

一 氏族の意義及び氏族制度の起原

氏族とは血族全體を包含する強固な團體即ち祖先を同じうする者の一群である。住所は諸部落に散在して居ても矢張氏族である。この一群は祖先を同じうして居る。即ち同血であると云ふ觀念で結合して居る。であるから、その間には權力關係許りでなく、恩愛の關係がある。我が國の源平・藤原の如きものは皆氏族である。そしてこの氏族は大なる血族團體をなして居るので、その間に自然統一せられた所があつて、然もその統一の中心がある。即ち氏の長者なるものがあつて、その血族團體を統率して、その間に統一を計つて居る。そしてその發達した氏族制度の行はれて居る氏族では、住居其他一般の經濟上の共同團體を作り、それが段々進むと遂には國家の如き行政的組織を組立てる様になる。

氏族の意義

氏長者

而してこの氏族制度なるものは何故に起つて來たかと云ふに、各人は家を作つても、家族だけの小團體では自然界又は戦争上から來る生存上の危難に對することが出來ない。それでそこに多數の家族が集つて、一大團體を作り、自然界又は戦争上の生活危難に對抗する必要がある。而してその團體を組み易いのは、同血であること云ふ意識を有するものであることは言ふ迄もない。従つて、自然この同一祖先から出た一群の者共が結合して、氏族制度を組織し、他氏族に對したのである。

氏族の様式

二 氏族の様式

氏族は血族で集つた者であるから、その主要點は血族そのものである。今、氏族の血族關係は遠藤博士の説によるが、それに依れば母系を以つてすると、父系を以つてすると、兩系を以つてするとの三つがある。これを母系氏族、父系氏族、兩系氏族と稱する。

母系氏族

(一) 母系氏族

太古曖昧な人種は子女が男女交媾の結果出來たと云ふ考がない。唯女

子は子を生むが常であると考えた。我が國などでも、女は男を跨いでも子を産むとか、男の話をしても産むとか云ふ迷信があつた。もしも男女が交媾して直ちに子を産めば、原因結果の關係も知れるであらうが、何せ受精後四十週も要して産れるのであるから、知識の發達せんものに、その因果關係の知れないのも無理はない。かくて、子は母が勝手に産むものだと考へた。ウニスターマーク氏の證明した所によると、古代人は今日の下等動物の如く、生殖に季節があつたと云ふ事である。して見れば男女間の愛情は今日程強くはかなつたらうと思はれる。然し母は小兒を養育して居る内に、その知識の發達に伴つて、母子が相愛する情が生ずるのは自然のことである。始めは一夫一婦の關係は定まらないから、小兒は父を知らず、父も亦子を愛する情がない。然し母は遺傳的に小兒を愛育し、子供は母の所に同居するので、母子の愛情は益々發達する様になる。かくして子は父よりも母によつて支配せられる様になり、その一族を數へるのに母を根本とし、それから祖母會祖母と云ふ様に探ねて行くのである。かゝる母を經由して血縁を定

める法則を母系法と云ひ、母系法に依つて出来て居る氏族を母系氏族と云ふのである。そして母系氏族には母長があつて、男子は平和な時には女の所に行つて生活して居て、夫は客の如く、マレー人では家族は母と子供とから出来て居り、父は敢へて子供を有しない。それで、自己の財産は實子に譲ることが出来ないので、姉妹の子に譲るのであるさうだ。この母系法を表に示せば次の如くである。



(一)(二)(三)(四)は母系の代を示す。

母系法は何れの民族にも原始時代には行はれたものであつて、遠藤博士の考では支那の姓は母系的團體を示したものであると云ふ事である。即ち史記及び説文によれば、神農の母が姜水に居つたので、因つて姓となし、黃

帝の母は姬水に居り、舜の母は姚虚に居つたので、因つて姓となしたとあるが、これは母系を示したものである。又日本の古代も母系法であつたらう。長髓彦が可美真手命の外戚でありながら、権力のあつたことや、素盞鳴尊が稻田姫を娶り、出雲の清の地に稻田宮を建て、大己貴神を生み、其の母系の祖父母、即ち脚摩乳手摩乳をして宮主たらしめた事などは、何れも母系法の行はれた證である。又土蜘蛛の話に「有女神爲一處之長」とあるのも、母系法を示して居るものであるとの事である。天照太神が素盞鳴尊と契はれた時、生れた四柱の神を物ざねは我が子なりとて我が子になし給はつたのも母系的である様に思はれる。

父系氏族

(二)父系氏族

母系氏族には母長があるけれども、又母系が行はれて居て父長のあることがある。埃及のハラヲ三世の頃は父長が行はれたのであるが、法廷に出た人は母の名を云ふ例であつた。これは母系は今迄の習慣から残つて居たのであるが、實際の権力は父長に移つたのであつた。かくして遂に母を

認めないで、父の系圖のみに因つて、血縁を定める様になつた。これが父系法で、父系法の行はれる氏族を父系氏族と云ふ。かの子供が生れた時、幾日か父が床に着く習慣の如きは、生れた子が自分の子であると云ふ事を示すもので、父系に移る一前驅を表示して居るとの事である。

社會進化の上から見れば、母系法の後に父系法が出来たのであるが、こゝに何故父系法になつたかを考へて見るのも面白い。

(一) 經濟上 男子は女子よりも體力が強く、平常勞働することが出来る。そして一家の經濟を支持するのにも、生活の容易な時は大した努力も要せなかつたらうが、社會の進歩につれ、生存競争が激烈となつて來れば、どうしても一家の支持にも苦心せなければならぬ。その困難な一家を支持するには、體力の強い男子の努力に待たなければならぬ。なつて來た。殊に、牧畜時代とか、耕作時代になると、成るべく多くの牧畜耕作をなし、多くの收穫を得なければならず、それには是非とも父は子を自分の手助けとする必要があるから、父は子を自分の自由にしようとするに至つた。従つて子は、

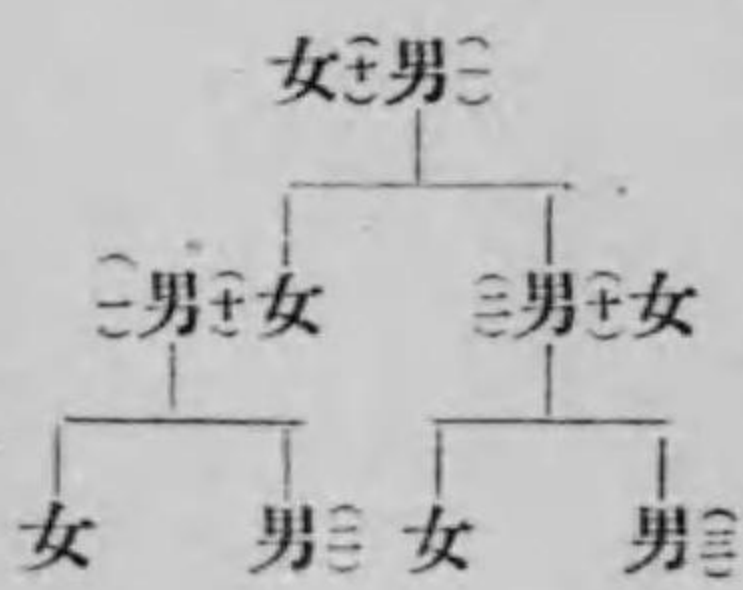
父に屬する様になる。殊に一部落に多數の人口が出来て、其處で、牧畜耕作するのに土地が狭くなれば、分離する必要が生ずる。そして分れる時は同姓の者が聯合して分れる場合と、只一人、その妻子奴隸と共に、所有物を持つて分れる場合とある。後者の場合には、一個の夫婦が共に移住するのであるから、それから生れた子は正しくその父を知る。そしてその子は父の子と呼ぶ様になる。

こんな譯で、牧畜農耕の時代になれば、自然、父系法を生ずるのである。それで、スペインは母系から父系に移るのは、漁獵時代から牧畜農耕の時代に移る時であると云つて居る。

(二) 奪掠の結果。奪掠結婚が行はれる様になれば、奪はれた女は男子の所有となつて、恰も財産の如くに取扱はれる。かうなれば女よりも男が權力を得、従つてその子も父に歸する様になる。

右の如き主なる理由から、男子は一家族内で實權を掌握して、妻と子供とは男子の所有に歸するのである。かくて子供は母の子ならず、父の子であ

ると云ふことが明かとなつて、父系が完全に出來上る。今父系の圖を示せば左の如くである。



(一)(二)(三)は男系の代を示す。

父系法の眞髓は子供は父の種子で、母の胎内は借り物であると云ふ思想である。我國で「腹は借り物」と云ふ俚言があり、泰西の古代に父は穀物の如く、母は原野の如しと云つて居るのは、此の思想を表はしたものである。ラボックの「古代文明の起源」に、或人種が捕虜を得れば、自分の娘を娶はし、その子を食ふと云ふ事がある。これは明かに父系法を示したものである。そして母系時代には母長、父長があつたが、父系時代には母長はなくて、父長許りである。

兩系氏族

(三) 兩系氏族

母系法では父を認めないし、父系法では母を認めない。然しこれが又變化して、父母兩者を認めて、その兩方の子孫を一族と見る方法が生じた。これが兩系法で、この方法の行はれる氏族が兩系氏族である。兩系法では父母兩方の系統を認めるのであるが、兩系氏族でも我が武家時代の如く、父が權力を掌握し、母の親族が輕んぜられることがある。然し男女の権利が平等になるに従つて、この風は衰へて、父母の兩系は一樣に重く見られる様になる。

各民族の氏族制度

三 各民族の氏族制度

この事に就いて詳論するのも、随分六ヶ敷い事である。今之れを三段階の民族について、その氏族制度を述べて見よう。その三段階の民族とは、漁獵民族、牧畜民族、及び農耕民族を云ふのである。

(一) 漁獵民族

文明の極めて幼稚な時には、漁獵で生活するので、その民族が漁獵民族で

漁獵民族

ある。この漁獵民族にも氏族制度を爲すものがあつて、中央カリフォルニア人には血族が集つて小舎に入り、一酋長を戴いて居る者が居る。而してこれに高等劣等の二種ある。

牧畜民族

(二) 牧畜民族

漁獵民族から一步進んだ者が牧畜民族である。この民族にも氏族生活をなす者がある。中アジア人などは此の例で、平時は酋長の下に大家族として生活して居るが、一朝事あれば各家族は團結して、一團體となるのである。然しこの團體は各家獨立的に生活をするから、その團結は鞏固でない。殊に牧畜民に大切なのは、家畜で土地は左程重要でないから、土地は共有でも大した關係もない。然しその間には氏族としての團結がある。

農耕民族

(三) 農耕民族

農耕民族は漁獵時代よりも一步進んだもので、生活團體としては最も重要な位地を占めて居るものである。然しこの民族も始めは土地の共有をなし、共同生活をして居る。例へばナイル河の上流であるマデでは、一村の住民は協力して、農耕に従事するは勿論、食事も共同にすると云ふが如きは、その一例である。然しブラジルの土人などは土地は種族の共有ではあるが、開墾した土地は種族のものでなくつて、その土地を開墾した一家の共有財産となるさうである。

かゝる状態に少しの變化はあるけれども、農耕民族は血族を以つて共同生活をする團體を組織して居る。スラーヴ人はよくこの氏族制度を保存して、一家が共同團體となつて生活して居る。この農耕民族にも高等劣等の二種がある。然し何れも父權的共同團體である。

第二 大家族

大家族とは三代若くは四代を以つて成つて居る家族である。畢竟共同生産若しくは共同消費の爲めに一家に所屬して居る者の全體を包含するものである。それで三四代の血族は勿論、その他の姻族、奴隸、婢僕等迄も加はる。この大家族に於ては、一家の首長は男子で、強大な家族統御權を有して居る。従つてその妻及び子女は、その人格を無視せられ、權利を認められ

ない。

第三 小家族

小家族と云ふのは親と子と唯二代より成る家族である。その家族は完全に人格及權利を承認せられる。かの一夫一婦が永続的結合の下に結婚し、その間に生じた獨立せない子女とより構成せられて居る家族はそれである。これは歐米近代の家族で、ボサンケー夫人の所謂近代の家族である。以上述べた如く血族の範圍から三種の家族がある。今家族と云ふ語義を考ふるにラテン語の *Familia* は財産で、原野家屋金錢・奴隸を意味し、ギリシヤ語の *οίκος* は財産又は永住所を意味すると云ふ。この意義からは氏族も家族であらうが、所謂現時の家族と云ふ意味から氏族は、ちと家族に縁が遠い。それで、嚴密な意味では、大小兩種の家族を以つて家族としてよからうと思ふ。

然らば我が國の家族は何れに入るかと云ふ問題が起る。予の考ふる處では、これは大小兩種以外である。

我が國の家族は戸主の家に在るもので、六親等内の血族・配偶者三親等内の姻族を以つて成る。これは正しく大家族でない。又小家族でもない。そして大家族に於ては、家長の權力は強大であるが、我が國ではさうでない。家族はその人格を認められて居る。

その證には

- (一) 家族に特有財産を認められて居る。
- (二) 獨立して納税の主體となる。
- (三) 兵役の義務者となる。
- (四) 選舉權を有する。
- (五) 公職につく資格を有する。

この他公法上・私法上に於て、完全な權利能力と行爲能力とを有して居る。然らば小家族であるかと云ふにさうでもない。何となれば小家族に於ては、家長權は全く認められない。然るに我が國の家族は一面に家長權の支配を受ける。

中家族

かく考へて見ると、我が國の家族は大小兩家族に入らない。それで予はこれを中家族と稱したいと思ふ。要するに血族範圍から見た所謂家族は、大中小の三種類ありと云つてよからう。然して普通に家族と云ふのは、一家に在る血族團體と云ふ位の曖昧な意味である。

第四章 家長權

第一 家長權の意義

家長權とは家族を主宰する權利である。

先づ家長と云ふ語は、支那では魏武帝の明罰令に見えて居るのが始めてださうである。我が國では日本紀顯宗天皇室壽詞

天皇次起自整衣ヒキツククロヒシ帶爲室壽日シテムロホキタ築立稚室葛根キツルウカモカクネ築立柱者此家長御心之鎮也キツルウカモカクネ取舉棟梁者此家長御心之林也トケムツツバタ取置椽檼者此家長御心之齊也トケムツツバタ取置蘆葦者此家長御心之平也トケムツツバタ取結繩葛者此家長御壽之堅也トケムツツバタ取葺草葉者此家長御

家長權の意義

富之餘也。

に家長の語のあるのが始めてで、大寶令の戸令には

凡戸主以家長とあり、その法に謂嫡子也、凡繼嗣之道、正嫡相承、雖有伯叔、是爲傍親、故以嫡子爲戸主也。

とあるのを見れば、その家長は戸主で嫡子である事も明かである。又同令の雜令に

凡家長在而子孫弟姪等不得輒以奴婢雜畜田宅及餘財物私自質舉及賣、若不相本問、違而輒與及買者、依律科罪。

とある家長の註に

謂祖父伯兄之屬、與戸令嫡子爲家長、其義不同也。

とあるのを見れば、この家長は祖父伯兄の屬で、所謂年長者を意味して居る事も判る。前者は嫡子を云ひ、後者は尊長を云ふので、この兩者が各家長と呼ばれたのであらう。前者は戸主としての場合、後者は尊長としての場合であるが、家族を主宰するものであることは同一である。これを我が國の

戸主權

親權

家長權の發生

現行民法に見るに、現行民法には家長と云ふ語がない、その代りに戸主權と親權とある。戸主權は一家の長となつて、その家を統轄するもので、親權とは親が子に對する監督教導の權である。兩者は嚴密に異つて居る。然しこれは近頃の事で、古來は父權と家長權とは一致して居た。それで家長權と云ふのを家父權とも云つて居る。従つて家長權と云ふのにも、この兩者を含んだ時と、戸主權許りの時とがある。

第二 家長權の發生

家長と云ふのは家族の長であるから、その家族の意味によつて、その内容を異にする譯である。今氏族をも家族と見れば、母系氏族の母長も父系氏族の父長も家長である。然し普通の意味で云ふ時には、氏族は家族の内に入れないで、大中小家族を家族とする。そして小家族には家長がないから、畢竟家長は大中家族の家長を意味するのである。そして家長權と云ふのは、家の柱石となつて、家族を統率する權利である。然らばかゝる一家統率の權利は何故に出來たかを考へる必要がある。

西洋の家長權の發生

家長權の發生は、その家長權の内容に依つて由來を異にすると思ふべきではない。今考ふる所によれば、西洋の家長權の發生と、東洋の家長權の發生とは、その起源を異にして居る様である。

一 西洋の家長權の發生

西洋に於ける家長權の發生は、父系氏族に於ける父長の成立した理由と同様である。それで河田氏はその父權發生の條件として

- (一) 比較的大財産の蓄積せられたこと。
- (二) 妻の賣買が行はれたこと。
- (三) 良好な家屋が建造せられたこと。
- (四) 牧畜經濟の行はれるに至つたこと。
- (五) 男子が農耕に興ること。

の五項を擧げて居る。これ等につき氏族制度の所で述べた所と一致する點は説明するを要せまい。

又前になかつた事は一讀して、その意味を理解することが出来るから、茲

では委しい説明をせない。要するに西洋の家長権は財産と腕力とから生じて居る様である。これについて猶ほ有賀博士の説を述べて見よう。

今群と群とが争をなす場合に、その一群の長となるものが腕力のみで、長となつたとすれば、腕力は大した差のあるものでもなし、又権力と云ふものは、他から妬まれて心服を得るものでもない。それでその指揮長には自ら妻子眷屬の主人で、所有主である、父、老、が出れば最も都合がよい。それ故父老が指揮長となり、その権利は段々嫡子が受ける様にする。これが家長権の起る一因である。これは戦時に於ける家長権の發生する所以である。然らば平時に於てはどうであるか。

氏族生活に於て、猛獸を獵狩する時には、數人が協力することが必要であるが、猶ほ牧畜農耕の時代になると、殊に數多の人々の協力労働が必要である。それには一人の男子がその妻子眷屬の統率者となつて、彼等を指揮して協力労働せしむるのが便利である。かくして家長は産業上の長ともなる。これが平時に於ける家長権の發生である。この平時に於ける家長権

支那に於ける
家長権の
發生

の發生は、よく河田氏の説と一致して居る様である。

兎に角かくして強大な家長権を生じたのである。舊約全書を見ると、古代の埃及人は家長はその子に對して生殺の權を握り、唯時としてその子と協議して事を決した事もある位である。

又アラビヤ人中には今日でも、子の親を尊敬することが甚だしくて、婚期に至る迄は、父の目の前で、飯を食ふことさへ非禮とせられて居るさうだ。これによつても家長権の強大な有様が知られる。

二、支那に於ける家長権の發生

易の家人の卦に家人有嚴君焉、父母之謂也。

とあり、禮記曲禮上に

爲人子者、居不主、坐不中席、行不中道、立不中門、食饗不爲、祭祀不爲、尸。聽于無聲、視于無形、不登高、不臨深、不苟訾、不苟笑、孝子不服闇、不登危、懼辱親也。父母存不許友、以死、不有私財。

とあるのを見れば、子は父母の下に謹慎し、服従しなければならぬ事は明

か、家長權を認め、た證とすべきものである。又禮記に「支子不祭、祭必告于宗子」とある。宗子と云ふのは、大小宗の宗子で、家長である。この宗子は祖先の祭を司つて居る事は、支那の宗法の條下で明かにする。何しろ宗子は祖先の祭をする特權を有し、一家を統べる家長權を認められた。そしてその宗子は長子になると云ふのも宗法で明かである。猶ほ史記の越世家に「家有長子曰家督」とあるを見ても、長子相續である事が明かである。かく家長を認め、長子尊重の風が行はれたが、何故か、る事が行はれたかは儀禮、喪服に「父は長子の爲に斬衰三年」の制がある、その傳を見れば判る。その傳に

何以三年也、正體於上、又乃將所傳重也。庶子不得爲長子三年、不繼祖也。とあり、鄭玄は之れを註して

爲長子三年重其當先祖之正體、又以其將代己爲宗廟主也。庶子者爲父後者之弟也。言庶者遠別之也。

と云ふ。これによれば、長子は先祖の正體である。その正と云ふのは、正妻の子で、體と云ふのは、嫡長子を云ふのである。父の後たる長子は正妻の子で、嫡長子である。そして宗廟の主となるものであるから、他の子とは異なる。故に父は長子の爲めに、斬衰三年の喪に服するのである。そして長子と云つて嫡子と云はないのは、上下に通するので、長子相續の精神を現はして居る。

この他、長子を尊重した例は、禮記、喪服小記等にも見えて居る。

何しろ支那は古來家長があつて、長子相續であつた。而してその長子が宗廟の主となると云ふ事は、祖先崇拜の思想である。何故かと云ふにこの祖先崇拜の思想は、その祖先を祭るには、祖先の血を承け、繼いで居るものでなければならぬからである。左傳、僖公十一年に

臣聞之、神不歆非類、民不祀非族。

とあり、同三十一年には

鬼神非其族類、不歆其祀。

とある。これは、祖先を祭るのは、同族の者でなければならぬ證である。

この同族が祀る精神は、父に子がない時は、同姓の子を養子とする法規ともなり、男子がない時は、妾を持つ事も許される様にもなる。それで孟子は、不孝有三、無後爲大」と云ひ、子なきものは七去の一に數へられた。そして明律戸律には、其民四十以上無子者方聽娶妾」と云ふ規定まで出來たのである。

同族が祀るには父祖に最も近い者が祀るのが當然であるとは、誰しも考へる所である。然るに長子は兄弟中最も早く生れて居るから、最も祖先に近い者として他の兄弟より尊敬せられ、一家の長となるのである。かくて宗子を生じ、家長を生じたのである。

これが支那に於ける家長權の起因である。畢竟支那の家長權は祖、先、崇、拜が主因となつて出來たもので、情の上に基礎があると見るべきものである。

三 日本に於ける家長權の發生

家長と云ふ語は前に述べた如く、我が國の記録では日本紀顯宗紀にあるのが始めてで、大寶令の戸令及び雜令にも見えて居る。語はかくの如く後

日本に於ける家長權の發生

に出來た様であるが、事實は古くからあつたのである。

大國主は、其子百八十一神」とあり、日本書紀、高皇產靈尊の語に、吾所産兒凡有一千五百座、其中一兒最惡、不順教養、自指間漏墮者必彼矣」とある。その百八十一神とか、一千五百座と云はれたのは、實子ではなくて、親子の關係にある者を指して思召されたのであらう。従つてこの關係は家長と家族との關係と見るべきものであらうとは有賀博士などの説かれる所である。依つて我が國に於ては、上古から家長があつたと云ふべきである。

この家長も唯權力關係のみではなく、親子の關係、所謂恩愛關係のあることが察せられる。猶ほ之れについて面白いことは、長子尊重のことである。天神天照大御神が使を遣はされて、葦原の中つ國は天孫の治むべき國であるが、汝の心は如何にと大國主神に仰せられた時、大國主神はその事は、子事代主神に問はれよと答へられた。事代主神は大國主神の長子である。この我が家の大事に對して、先づ長子の意見を聞き、遂にその意見を用ひ、この中國を天孫に奉つたのは、よく長子尊重の精神を示して居り、これが又長

子相續の意義をも現はして居ると云ふべきものである。又瓊々杵尊の御子の火闌降命と彦火々出見尊と争はれて彦火々出見尊が御勝ちになつて居る。普通火闌降命を長子とするけれども、火闌降命は「たふさぎ」陰部を手もてかくす代りに用ひたものを用ひて居る。これは南洋民族の風であるから、火闌降命は瓊々杵尊の長子ではなくて、南洋民族の酋長であつたらうとは井上博士の説である。これによれば彦火々出見尊が長子であつたらうれ、その方が御勝ちになつたのはこれ亦長子相續の精神を表はしたものと思はれる。何せよ長子尊重、長子相續の精神は我が國建國の昔よりあつた事である。

この長子尊重の精神は祖先崇拜の思想と關係して居る。然して日本の昔を見るのに、矢張り祖先崇拜が盛に行はれた。日本書紀によれば、天照大神、神武天皇が祖先を崇拜せられたことが見える。その素盞鳴尊が天照大神に對し亂行せる條に

復見天照太神當新嘗時則陰放屣於新宮又見天照太神方織神衣居齋服殿、

則剝天班駒云々。

とある。この新嘗祭は天神に新穀を獻せられたのである。又神服を織られたのは天照太神の天神を尊崇せられたのである。又神武天皇の條に「今諸虜已平海内無事可以郊祀天神申大孝也乃立靈時於鳥見山中……用祭皇祖天神也。」

とあるのは、神武天皇が皇祖を祭られたのである。これ等は云ふ迄もなく皆祖先崇拜の現はれである。

かく祖先崇拜は我が國古來よりの思想であつて、よく之れを代表して居るのは、天照太神が鏡を瓊々杵尊に賜つた時の神勅である。古事記には

此鏡專爲御魂而如拜吾前伊都岐奉。

とあり、日本紀には

吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡。

とある。鏡は三種の神器中でも主なるものであるが、その鏡を天照太神の神靈の宿る所と見て奉仕する、この精神は畢竟するに祖先崇拜の精神であ

る。これは丁度希臘ローマの古代に、火を崇拜して火に祖先の心霊が宿つて居ると考へ、其の火を絶やさない様に努めたのと同じで、この寶鏡も絶やさないうで無窮に傳へるのが我が建國の精神である。

この祖先崇拜の精神は、其の祖先に近き長子を尊長するのは當然の事であつて、その長子は家長となつて一家を統率する様になるのである。

以上述べた所から考へれば、日本の家長權の發生も支那の家長權の發生と等しく、祖先崇拜といふ恩愛關係に起源を持つて居る。貝原益軒が女大學に「子なき女は去るべし、是妻を娶るは子孫相續の爲なればなり」と云つて居るのは殊に支那に一致した處である。畢竟西洋の家長權は權力關係が主となつて起つたものであり、東洋の家長權は恩愛關係が主となつて起つたものである。語を換へて云へば西洋のは理より起り、東洋のは情より起つて居ると云ふべきである。この二大傾向は東西兩洋の文明の出發點の異なる所で、上古から現代に至る迄、この兩傾向を有して居る。この調和が將來の新文明となるものであらう。そしてその兩文明の調和は必ず我が日

本國に於て爲されなければならぬ。何故かと云ふに日本は一方に在來の東洋文明を保有して居り、一方には新進の西洋文明を輸入して居る。その一方が勝てば調和でないが、我々の欲するのは勝敗でなく、調和である。そしてその調和には、我が國は最も便宜な地位に居るから、何とかして此の日本でこの兩傾向を調和させたいと思ふ。

第三 家長權と家族の範圍との關係

家長權は家族の範圍に正比例すると云つてよい。

氏族や大家族に於ては、家族は

- (一) 個人の人格を認められない。
- (二) 財産權を有するを得ない。
- (三) 個人の生命自由も家長の意志により自由にせられる。

かくの如くであるから、氏族又は大家族の家長は、自ら一家の統治者で、立法司法を兼ね、經濟上の代表となつたものである。即ち家長權は絶對で、家長權である。

中家族では家長權は絶對でなくて、その家の組織に對して甚大である許りだ。そしてその家長權の主なもの、同意權指定權で、従なるものは離婚權及び復籍拒絶權位のものである。それで中家族では家長權に限定があるから絶對でない。寧ろ中家長權と云ふべきものである。

小家族に於ては家長なるものがない。唯男子は家を代表し、未成年者の監督又は妻の財産の管理權等がある許りである。これも權力關係でなくて、便宜上の事である。畢竟小家長權否無家長權である。

かくの如くであるから、家長權と家族の範圍とは正比例する、と云つてよい。

第五章 家族制度の意義

家族制度の意義に就いては、學者により其の意義を異にして居る様であるが、今こゝに之れを明かにして置くのが、研究の順序上必要な事である。

家を組織するには、家長權を有する家長、又は家の代表者小家族の場合と

欠

欠

び母の兄弟に分配せられ、又母の財産が子女に傳へられる處もある。母は子を管理し、父の語は法則となり、家族の上にあつて、父及び祖先の命令は、その子孫を嚴密に束縛するのである。それで甚だしきは子を賣る事も出來、娘の承諾なしに結婚を強ふる事も出來た。然し父權は唯輿論には抗することが出來なくてこれには服從した。

ヒンヅークシでは家長は家族及び子女につき、專制權を有するけれども、然し父の行爲が殊に全體の品性に關はる場合には、子は明かに父と争ふ事を許されて居た。

メキシコの或土人中では、父權は極めて輕せられて、子は獨立に成長し、怒つた時は父を打つてもよいのである。普通女子は結婚すれば、父權の支配を脱し、男子が成長すれば自然父の權利を脱するのである。

エスキモー種族の中には、Kaiuk(グリーンランドで用ひる革製の小舟を作り、自分を支ふる事が出來る様になれば、彼が想像するがまゝに、家庭を離れてよいのである。又ヴィクトリアにある土族では、子が十二歳に達すれば、

父に従ふ事を要しない。然しこの父權の休止は、父が子供に對する權威全部を奪つたのではなくて、矢張り年長者及び老者は若き子女より尊敬を求め、權威を振つて居る。それでも老いの極、他の厄介者となる様になれば、父の權威は終末を告げる風習である。

右は各民族の父子關係であるが、猶最古代の事を見るに古代メキシコでは、奴隸は彼の同意がなければ賣買せられないが、子は親が貧困であれば自由に處置せられたのである。そして青年は自ら妻を選択する事が出来なく、親の選定に服従しなければならなかつた。かく家父は絶対權を有し、殊に著しいのは、子は親の權威の下に養はれて成長しても親の前で話をする事も出来なかつた事である。

ハンムラビの法典

ハンムラビの法典によれば、人は子女を負債の擔保となす事を得るが、自由に子女を自己の所有でないと否定することは出来ない。この子を義絶するには裁判官に願出でなければならぬ。そして判官がその子に於て義絶せらるべき理由がないと云ふ事を認めれば義絶せられなかつた。

それから同法典に表はれて居る夫婦關係が面白い。殆んど東洋風である。即ち妻に子が無い時には、婿手引を添へて、離縁せられた。そして妻が愚劣又は放縱な事をした時には、無償で離婚せられ、又奴隸とせられることが許されて居た。妻も亦經濟的で、不徳がないのに夫が他出したとか、彼女を侮辱した場合には、離婚を請求することが出来た。然し妻にしてその事實の證明を爲し得なかつたり、又は漫歩したりした時には、水に投せられたのである。一體に父權が強い様である。

ヘブリューでは父は自己の苦難を救ふ爲には、子を賣買したり、質入したりすることが出来た。娘に對してはその結婚を制限した許でなく、妾又は奴隸として賣る事が出来、子女が父に服従することの止るべき年の制限も無かつた。

右に述べた所は何れも最古代の家父權の強大な例である。

第二節 โรม法に表はれたる家族制度

ローマ法に就いては主として、戸水博士の研究に依るのであるが、ローマ法では人格即ち人の権利能力を分けて、自由 (Libertas)・市民権 (Civitas)・家族権 (Status Hominis 又 Status Familiar) の三として居る。自由といふのは奴隷でない事で、市民権とはローマ市民たる特権である。即ち選舉權・大官となる權・結婚權・財産權及び遺囑をなし、遺囑の證人となる事の出来る能力などである。家族権と云ふのは父たる資格、子たる資格などを云ふのである。家父 (Pater Familias) は一家の全權を掌握して、外部に向つては一家を代表する。それで之れを家父權と云はれ、我國の戸主權に類似して居るけれども、その權力は頗る強大である。子は家父に對して家子と稱せられるけれども、その權利は至て少い。始めは殆んど何等の權力がなかつたのが、段々少しづゝ生じて來たのである。何せよ家父は獨立して何事をも爲すことが出来るけれども、家子等の家族は獨立して行動することが出来ない。それで家父を自權者と云ひ、他の者を他權者と云ふのである。

一、家父權

自由市民
家族權

家父權

家父は一家の主宰者で、強大な權力を以つて、家子を束縛して居る。そしてその家父には、その家に於ける父がなる。されば祖父なくして父あれば、父は家父であるが、祖父があれば祖父が家父である。従つて家子と云ふ内には、子や孫や、玄孫曾孫なども含まれることがある。かく祖父ありとせば、その子孫は家子であるが、若し祖父が死ねばどうなるかと云ふに、ローマでは相續は財産平分主義であるので、祖父の子は祖父の財産を平分して、その子等は各、家父となり、その子孫が家子となるのである。今家父權の主なるものを擧げて見よう。

(一) 家子の獲得した財産は、家父の所有に歸する。

一家の財産はその家族全體の所有であるけれども、支配權は家父にある。そして家子が獲得した財産も家父の全支配に任せるから、家父の有に歸したと同じことになる。

(二) 家父は家子の負債に對し責任を有せない。

家子は自分で、借金をした時には、家父はそれに對し責任がなく、家子は自

分で返さなければならぬ。それで不都合が生ずる事がある。依つて段段家子の特有財産を認める様になつた。即ち(一)武功に依つて得たものと(二)文勳に依つて得たものは家子の特有財産で、家子は完全に處分權を得るに至つた。

(三)家父は子孫に對し生殺の權がある。

これは家父の裁判權に付いて云つたのである。然し普通の人は敢へて之れを行はない。それはもし家父にして、濫に其の子孫を虐待すれば、親族會議が故障を言ふ事を得るのみならず、祖先の激怒に觸るゝ恐があるからである。

(四)家父はその子を賣却する權がある。

家父はその子を賣る權利はあつたが、子を賣れば祖先の祭を絶つ恐があるのと、又己れの死後之れを祭るものがなければ、己の魂魄が餓死する恐があると云ふ信仰があるので、實際子を賣ることは稀であつた。

以上は家父の權利であるが、これに對して次の如き責任もある。

(五)子孫が他人に損害を加へた時は、家父は之れが爲に賠償の責に任ずる。先には家父はその他人に損害を加へた家子を被害者に與へ、以つて其責を免れたのであるが、漸次變化して、賠償の責が生じて來たのである。

右の如く強大な家父權が行はれて居た。然し家父權の沿革を考へると、古昔は強大であつたものが、漸次年を経ると共に縮少せられて來た様である。即ち共和政の時代には家父と雖も、濫りに子を殺すことが出來なく、若し子を殺すときは重い罰に科せられた。又家父が子を賣るの風も、漸々廢滅に歸し、後には全く禁止せられる様になつた。そして十二表の法律によれば、家父が子を賣ることが三回に達すれば、子は家父權を脱する様になつた。これは確かに一變化である。

前に述べた所で、その家父權の強大であつた事は明かであるが、猶ほ主人として奴隸に對しては、どうであつたかと云ふ事を考へて見よう。即ち主人として奴隸に對する家主權の狀態の事である。何故家主權なるものを家族制度の一部として述べるかと云ふに、ローマに於て始めは奴隸を家族

家主權

とはせなかつたけれども、段々奴隸も家族と見て、その家に重大視せられ、祖先の祭祀に列せしめたからである。乃ち之れで奴隸も家族と見られた事が明かであるからである。

二、家主權

(一) 奴隸の獲得した財産は家主の有に歸する。

これは奴隸も家族であると考へたからである。家子が家父に全支配權を委ぬる様に、奴隸も家主に全支配權を委ぬるのである。

(二) 奴隸は家主より許可せられて、特有財産を有することを得た。

この特有財産も完全な所有權を得たものでなくて、家主が破産すれば、特有財産も債主に分取られ、又家主は何時でも、この特有財産を取上げることが出来た。

(三) 家主は奴隸を賣、買、讓、與、することが出来た。

(四) 家主は解放の申立、又は遺言に依つて、奴隸を解放する事を得た。以上は主として家主の權利であるが、又責任もある。

家父權の喪失

(五) 家主は奴隸が自己の代理人として行つた商業及び非行に對し責任を負ひ、損害賠償、若くは奴隸引渡しに責に任じた。
要するに家父權及び家主權なるものは、極めて強大であつた事は明かである。然し家父權の如きは、永久にこの強大を保持して居る事が出来なくて、その後漸次變化したのであるが、これと同時に家主權にも變化を來した事は察せられる。

三、家父權喪失の場合

(一) 家子をして家を去らしむること

家父が自分の家子を家父權から脱せしめるには、家子を去らしめるがよい。それには子を三回賣渡せば家子は家父權を脱するのであるから、三回賣渡の形式を取つたのである。

(二) 家父の死亡

家父が死ねば家父權は消滅して、その子女は自權者となる。

(三) 人格大減等及び中減等

人格大減等と云ふのは、父子又は孫等が自由を失つて奴隸になる事である。この場合には家父権はなくなる。中減等とは市民権を失ふことで、小減等は家族権を失ふ事である。然しこの中減等は家父が終身流刑に處せられた時で、この場合には家子は家父権を脱する。

(四) 家父が家子に對し、重大な不都合をした時

例へば家父が家子をして、猛獸と戰はしめるが如きはそれである。

(五) 家子が或種の官職を得た時

例へばユスチニアン帝の時代に、僧侶知事陸軍將官等に任せられた者は

家父権を脱する。

これ等を見ても如何に家父権の強大であつたかを知る事が出来るが、猶ほその家父権の變化の状態を知るが爲に、家子と奴隸とにつき概括的に比較して見よう。

四、家父権及び家主権の變遷

家父権家主
権の變遷

第一期

家子も奴隸も家族中に伍し、共に祖先の祭に與かる。

家父は家子及び奴隸に對し、生殺與奪の權が有り、且つ賣買の權利も有る。

第二期

家子は家族権を有し、奴隸は有せない。

家子は人格を有し、奴隸は有せない。

家子が他人に害を加ふれば、被害者に引渡し責を免れる。

家子を他に養子とするにも、家を去らしむるにも、賣買の方法による。

第三期

家子を他に養子とするにも、家を去らしむるにも、賣買の方法を用ひない。

家子が他人に損害を加へた時は、被害者に引渡し責を免れない様になつた。

これを見ても變遷のあつた事は明かである。次にローマ時代婚姻の狀態を見るに三種の結婚法がある。

五、婚姻法

(一) 共食式

麥で製した *Fureum* と云ふ一種の菓子の如き食物を夫婦共に食ふのである。

(二) 賣買式

男子が女子を買収して結婚するのである。

(三) 使用式

女子をつれて来て一ヶ年間妻として待遇するとき、女子は法律上妻たる資格を得るのである。

この内共食式は貴族にのみ用ゐられるのである。他の式は普通に行はれるのであるが、何れも妻の地位を重んじた形式でない事は明かである。一體妻が夫権の下に立つ事は、恰も家子の家父に於けるが如くである。それで當時の一般慣習であつた嫁ぐ時に持参せる資資も、夫にして家父なる時は夫に、夫にして家子なる時は家父に入れて、妻に處置權がなかつたので

ある。

以上述べた所に因りローマ法時代の家族制度の大要を知り得たらうと思ふが、大家長権の家族制度が行はれて居た事も明かである。而してこの家族制度が行はれて居て、よく東洋にある祖先崇拜と等しい點のあるのは、注意すべき事である。

ローマに於て一の家族は必ずその家の神を祭る。そしてその家の神とするものは、祖先とジュピター等の神である。ジュピター神は一國の神であると共に亦一家の神であつた。

この家の神を祭るときは、決して他の家族を入れず、その家族ばかりで行ふ。是はよく支那の宗子が祖先を祭ると類似して居る。これは祖先崇拜の思想で、ローマ人にもこの思想があつたのは、東西よくその軌を一にして居ると云ふべきである。

これに關した問題で、養子問題がある。祖先を崇拜する以上は、その祖先の祭を絶たない様にするのは當然である。殊に昔は祖先の後を祭る者が

ない時には、祖先の魂魄が餓死すると云ふ事を信じて居たから、何としても祖先の後を絶やす事は出来ない。それで一家に子女が無かつた時には、他家から養子を迎へて、自分の家を繼がしめ、祖先の靈に仕へ、祖先の祭を絶えざらしめたのである。

かゝる養子はローマ人のみでなく、印度人、ギリシヤ人などにも右の如き理由の下に行はれた。

第三節 近代の家族制度

西洋の近代には家族制度がないと云つたけれども、之れは大體論で、嚴密に云へば、西洋の或處には現にあると云ふことである。露西亞の如きは、矢張祖先崇拜が行はれる。最も露國の祖先崇拜は、日本の祖先崇拜の如く、大先祖を崇拜する許りではなくて、小興の祖先をも崇拜するのである。そしてその中興の家の名を以つて、家と呼ぶ様になる。例へばベートルと云ふ祖先があつて、それを尊敬して居る内はベートルの子、即ちベートルウイッチ

露國の祖先崇拜

何々と云ふのである。然しその後アレキサンドルと云ふ偉人が出たとすれば、今度はアレキサンドルの子、即ちアレキサンドルウイッチ何々と名乗るのである。これは何れも祖先崇拜であるが、又概してバルカン半島のスラヴ民族の間には、家族制度が行はれて居るさうである。そしてアルパニア人は自ら古の希臘人の後裔だと云つて居るが、我が國の源平二氏の如く、國民が二つになつて相争つて居り、その兩者の軍隊は族制組織で、我が國古代の氏の長者の如き族長が指揮官となつて居るとは、有賀博士の説である。

第一 家族制度衰滅の原因

かくの如く西洋に於ても全く家族制度が残つて居らないのではないが、ローマ時代の如き大家長權の家族を見るのではない。そして歐米に於ける最多數の家庭は全く家族制度が行はれて居らないと云つてもよい。然らば古代の家族制度は何故に破壊せられたか。その原因は家族制度の研究上、是非とも研究せんければならない事である。その近代的家族の發展に當り、父親の權利が漸次制限せられた重要な點として、ボサンケー夫人

家族制度衰滅の原因

父權制限の
原因

の擧げたところは左の如くである。

- (一) 父の生存中、子が獨立せる一家を經營する自由を得たこと。
- (二) 子が特有財産を所有する自由を得たこと。
- (三) 子が成年に達すれば、自身を處理する自由を得たこと。
- (四) 子は自ら選擇して結婚する自由を得たこと。
- (五) 未成年者が父の保護を受けることが出来ない時は國家の保護を受けることが出来る様になつたこと。

右の五ヶ條は、成る程父權を制限したに相違ない。そしてその父權の制限は、大家長權の制限となり、自ら大家族を破壊し、遂に家族制度の衰滅を來したのであらう。然し子がかゝる自由を得、國家の保護を受ける様になつた所以を考へると、之れを宗教と國家の發達と産業組織の變化との三因に歸せざるを得ない。

宗教上

(一) 宗教上。宗教と云ふのは、基督教を意味するのである。基督教の教義よりすれば、男女長幼凡ては神の子で、神の前には凡てが平等である。そし

て子をして父に反かじめ、娘をして母に背かじめたのである。グレゴリー大法王は「親が我れ等の神に行く道を妨ぐれば、親を忌み棄て、無視せなければならぬ」と教へた。これは親子が衝突の場合のみを云つたのでなく、遂に宗教の尊嚴を示す所以であると考へた。また聖徒ルカは「地上に於いて父と呼ぶるものは、何となれば、汝の父は天にあればなり」と云つて居る。

かゝる基督教の教訓は、習慣と法律とによつて成長した子女をして、親より獨立せしめたのである。そして親の權威は僅かに後見人として認めらるる様になつた。

國家の發達

(二) 國家の發達。國家の發達は親の手から權利を奪つて、子女に權利を與

へた。ウェスターマーク曰はく「國家は氏族を弱くして家族を強くし、然も國民的生活が強くなり、家族の一員が共通の目的を追求する様になると、家族も緊要ではなくなる。従つて兩親に對する尊敬心を減退せしめたことは、英米の過去がよく之れを證明して居る」と。

兩親に對する尊敬心を減退せしむれば、自ら父母は權威を失する様になる。

(三) 産業組織の變化。社會状態は常に經濟的變動により變化を受けるものである。故にその社會が農業時代であるか、又は商工業時代であるかは、殊に家族制度に影響し易い。

一體家は家族一團となり、共同生活を営む場所である。この家族の一團が共同生活を営む處に家族制度が行はれ、家長權が行はれる。そしてこの家族が最も安全に生活するには、最も安全な經濟的基礎のある事が必要であり、その最も安全な經濟的基礎は、不動産である。この點から見ても土地は家族制度と密接な關係を有して居る。即ち土地を有する者は、その家族に安定的生活を爲さしめる事が出来る。又土地は固定的なものである。従つて土地を有する者はその地に土着して、墳墓の地を固定するから、家族制度を維持し易い。これは、農業時代が家族制度に適する所以である。然るに農業時代を經過した後、商工業時代が來れば、家族は移動的となり、家族

産業組織の變化

親に對する
尊敬心
親權

制度の保持は困難になり、家長權も行はれなくなる。

殊に農業時代には家長は家族を一の産業團體として居た。そして父はその團體の長として、權威を振つて居た。然るに近代の家族はかゝる産業團體ではなくなつた。従つて父は昔農業時代に持つて居つた、産業團體の長たる權威を失ふに至つた。これが父親の權利衰滅の第三原因である。

右の如き三つの原因から家父權は制限せられ、遂に近代の家族と云ふ個人主義の家庭を見るに至つた。然し歐米の今日でも、全く親に對する尊敬心がないではない。英語で孝道を指して「子たるの敬虔 (Filial piety)」と云つて居るのは、孝道のあるを示して居る。又親權も認められて居る。ヘンリッ三世の頃には、男子は三十歳、女子は二十五歳以前は、父母の同意がなければ結婚することが出来なかつた。そして之れに従はなければ相續權を奪はれたのである。現在に於ても風俗習慣又は法律に依り、親に權力が與へられて居る。即ち子は軍隊に入るにあらざれば、親の許可なくしては二十歳迄は親の居所を去ることが出来ない。そして男子が二十五歳、女子は

二十一歳以下に於ては、兩親の同意がなければ結婚することが出来ない國がある。若しその年齢に達しても正式に兩親に尋ねなければならぬと云ふ様な規定があるものもある。これ等は中世から現在に至つて通じて行はれて居るものである。然しこれは親權であつて、家長權でないことは注意せなければならぬ。

要するに古代は家長權が強大であつたけれども、漸々世の文化につれ、家長權は縮少せられ、基督教の影響、國家の發達、産業組織の變化等の爲めに、親權、家長權にも大動搖を來し、遂に個人主義の上に立つて居る近代的家族を生じ、所謂家族制度を破壊したのである。然らば近代的家族とは如何なるものであるか。

近代的家族

第二 近代的家族

近代的家族に就いては、主にボサンケイ夫人の「家族論」によつて述べる。

夫人は近代的家族を男女と云ふ二箇の前提と、子女と云ふ結論とが相合した實際的三段論法であつて、父と母と子との三要素から組織せられたもの

實際的三段論法

近代的家族の意義

であると云ふ。そしてその子は未だ獨立せぬ子でもしその子にして獨立し得るに達すれば、自由に父母の監督を離れることが出来るのである。されば嚴密に近代的家族を定義すれば、父と母と未獨立の子女とにより組織せられて居る團體であるとなる。この家族は子女が獨立すれば、子女がなくなり、父母が死せば、その家がなくなつて、家は一代限りである。それで家として祭るべき祖先もなく、家として固定的な土地もない。故にボサンケイ夫人の云ふ所によれば、今日の家族の義務とし、責任とする所は、祖先の禮拜でなくて、却つて子女の教養である。今日の父親の仕事は、死して此世に無い祖先の要求を満足させるのではなくて、將に世に出で來らんとする子孫の要求を満足せしむるにあるのである。語を換へて言はば、今日の親は、夕日を禮拜するのではなくて、寧ろ旭日を禮拜するのである。そして無妻主義の非難せられる理由にも變化を來した。即ち昔は祖先の祭祀を絶つに到るから、不可であつたのであるが、今日では寧ろ子孫の繁殖を計らな

威壓の服従
徳性より出
てた服従

そして近代的家族を理解せんには、是非知らなければならぬ事がある。それは服従に二種ある事である。即ち一は壓制に對する服従、一は徳性より出でた服従である。前者は被服従者の無力無能な爲めに止むを得ずして服従するのである。換言すれば威壓の服従である。後者は忠順とも云ふべきもので、被服従者の最高徳性より發したものである。近代的家族の發達を見ると、威壓に對する服従は漸次除去せられて、第二種の服従即ち徳性より出でた服従が發達する様である。

例へば往時は父母は子女を自己の利益の方便とし、祖先の祭祀を繼がしめた。然し近代的家族に於いては、父母は子女の利益と幸福とを尊重して、自己の方便に使用せず、子女は父母に對し忠順の徳を持するのである。兎に角近代的家族は父母子の三要素から組織せられて、この三要素は近

代的家族にとり大切なものであるから、その各につき猶少し述べて見よう。
(一) 近代的家族に於ける父。

古代の家長は權力を持つて居り、妻子に對する權利は絶対無期限であつ

近代家族の
父

た。然るに近代的家族に於ける父は妻子に對して絶対權は有して居らんで、父にも家族を毆打創傷する權威がなく、若し父にしてかゝる無法なる事をすれば、國家は干渉して弱者を保護する。又古代の家長は祭祀權を有して居た。今日の父は之れに對して家族の宗教を定める位のものである。即ち家族が新教徒たるは、父が新教徒たるが故に新教徒であると云ふ場合が事實である。

更に文明の程度の幼稚であつた社會では、父は智慧と經驗とが權威の基礎であつた。即ち父は自ら子女の教師兼顧問官であつた。然し文明の進歩した今日では教育は書籍と學校とで施され、學問上にも年少者は父と無關係になつた。然し書籍及び學校の教育は決して著しいものではなくて、矢張り父は權威の基礎として書籍や學校で得られない生活の術とが、人生の智慧とが云ふ様なもを持つて居る。實際子にして人生の實際問題に遭遇し、之れを解決する智慧と經驗とを要する時には、父の指導を受けるのが普通である。これは父が猶ほ智慧と經驗とに於いて、子女に對し權威を有

財を権

して居る所以である。

又家長權の稍認められるのは財産權である。近代的家族に於ては、財産をば個人の所有とする。それで家族の有する財産に對しては、家長と雖も之れを侵害する事は出来ない。然し財産の多い家に於ては、家長の所有に屬する財産が多いので、自然家長は財産權の上に權威を有するに至る。そして英國人の如きは、子女には飲食の料を與ふるよりも、飲食の力を與へる。是れはやがて家長の權力を減せしめる一因となる様である。そして年少の男子の獨立は、今日中流社會及び勞働社會の家族に於いては、一般に見る所であるが、女子だけは金錢上の理由からして、家庭にあつて服從の地位に居る。

以上述べた如く、家長權として認めらるべきものがないが、これ等の家長權はともすれば消失し易いものである。それで或は社會的の變動が起れば、必ず何れも粉碎せらるべきものである。殊に家長權は大に減せられつゝある原因もあるのであるから、家長權の維持は誠に困難に思は

近代的家族の夫婦關係

れる。

(二) 近代的家族に於ける夫婦關係。

この關係は、忠誠なる語を以つて表はすのが最も適切であらう。昔グリゼルダ(Griselda)は炭焼の娘で、ある貴族の妻となり、謙遜と忍耐とを以て事へ、無法なる壓制にも屈從するを理想とした。彼れは中古の小説の女主人公である。然し今やかゝる思想は全く消え去つた。近代的家族に於いては、夫は壓制せず、妻は屈從せず、互に忠誠を盡すのである。でもし同一目的に向つて兩者が衝突する時は、家族の創設者で、且つ家族の幸福の第一責任者である、夫の意志を重んずるのが、家族の利益だとするのである。

又男子が家族に對して權威を有するのは、外界に對し家族の代表者となるからである。即ち男子は家族の名義人であり、法律上公認せられて居る代表者である。そして男子は社會に對して、家族を維持し、保護し、養育する責任がある。唯こゝに異なるのは、交際場裏には、女子が公認的代表者であることである。接客招待狀の發送、訪問の答禮などは、皆婦人の責任である。

互に忠誠を盡す
家族の代表者

この一點の外は男子は世間に對して代表者である。今男子の職分である立法者選舉の資格は、家族の代表者として得るのか、又は一箇の納税者として得るのか疑はしい。リール氏は選舉權の基礎が納税にありとすれば、婦人にも權利を認めなければならぬ。然し國家は個人を代表するものでなくて、家族を代表するものであるから、家長が選舉すれば、婦人も代表せられて居るのであると云つて居る。

かくの如く家族に選舉權を認めたのは、リール特有の説である。何せよ、かく男子が何故に家族の代表者となるのか、是れは一の疑問である。男子に腕力があるが故にとなすは、近代の思想と一致せない。婦人に兵役の義務がない故にとする説も採用出来ぬ。又婦人は智力上十分に發達せないからと云ふ説もある。この説は獨佛英米の順序に盛に行はれて居る説である。然し婦人は智力上、必ずしも十分の發達をせないと限らない。適當の教育をすれば男子と頗るするだけに進歩する様である。

かく考ふれば、男子が家族の代表者となる所以は如何と云ふ問題は未解決である。然し法律上や習慣上や、或は男女合意の上で、男子が家族の代表者となつて居る。そして男子を以つて家族の代表者として、最も適任な者として認定して居る。これは又男女の分業の法則から見ても當然である。婦人の活動は家事上に用ひられるので、外的活動には便利でない。何故かうなつたかと云ふのに、婦人が先天的に外的活動を爲し得ないからではない。寧ろ男子が小兒養育に伴ふ種々な義務を果す能力がないからである。かくして分業を生じたものであるから、男子はその分業である外的活動に奮勵し、婦女はその天職たる内的家事に努力すべきである。然るに男子が婦人の職權内に立入るのは宜敷くない。

「男子金を得婦人之れを費す」のは近代の家族の實況である。即ち金錢上の事は、全然妻の掌る所であるのである。殊にローンの「女皇の貧民貧民間の夫婦」にある所によれば、貧民の家庭にある子女の目よりは、母が權力者で、夫の權威を認めるとなく、若し彼等が父の事を口にする時は、父は母の禁じた事を爲したと云ふことであると。畢竟彼等の父は恰も母の長子の如く

近代の家族に於ける婦人

夫は家族の頭、妻は嗣子女の教養

婦人は家事の整理の責任

である。かくて父の權威なるものがなくなる。然し下等社會では父は早くより嬰兒に親しみ、その用事を使するから、その間に親しみがある。然るに上流社會の父は嬰兒には、多少儀式的に紹介せられた時に接する位である。兩者はかく趣を異にするが、兩者共に親子の情に異なる所はない。

(三) 近代の家族に於ける婦人。

家族内に於ける婦人の地位に關しては、略ぼ意見が一致して居る。即ち夫は家族の頭で、妻は嗣である云ふのがこれである。實際子女の教養に關しての第一の責任者は婦人であつて、その肉體上、道徳上十分に養育する義務がある。然るに往々、婦人若しくは家庭教師に養育せしめ、自分が直接の監督をせない事があるが、是れは貧しい家庭の母が、その不注意や、無識から子女を教養せないのでと同様全く自己の責任を怠つた者であつて、近代の家族に於ける婦人の責任を盡さない者である。

第二には婦人は能く家事を整理する責任がある。即ち家族の總べてを肉體的にも、道徳的にも健全なる發達を遂げしめなければならぬ。殊に

婦人の財政上の責任

家族中の弱者とか低能兒とかに就いては、十分に之れを保護して、その才能を發揮せしめる責任がある。

第三には婦人は財政上に關しても重要な責任がある。婦人は一家の收入を決する上には甚だ微力である。それで唯一家の支出を適當にするのが、近代の家族に於ける婦人の責任である。先づ一家の人々の足不足なる方面と、其の家に取れて必要品の緩急の度を考へて、よく支出を判定し案排するのは婦人獨得の技能である。かくて一家の收入を分配するのはやがて、國家の經濟にも大關係を及ぼすものである。又その消費の方法を定めるのは、引いては生産の方針を定め、遂には商工業を支配するものである。この事をよく行へば家族の各員も、よく婦人の方寸を信じ、自己の要求を後廻はしにされても、決して不満を抱くことがなくなる。かくて婦人の勢力は、よく一家の平和と秩序とを保持するものである。

この家事の整理は婦人が男子と共同して家庭を作る上に、必ず行はざるべからざるもので、この義務を果すことは、結婚の當時默諾したものと云ふ

べきである。然し婦人にかゝる義務あればとて、男子の快樂を満すを以つて第一の急要事なりと云ふ意味ではない。夫婦の共同生活は互に相助け、相保護すべきもので、何れを先と云ふべきものでない。然らばこの見地から婦人の教育は如何に見られるか。

これに就いては古來議論があり、ボサンケー夫人も大に面白く論せられて居る。今その大要を記せば左の如くである。

今、婦人の教育を發展進歩せしめようとするか、又は婦人の外界勤務に便宜を與へようとする議論が起つたとすれば、此婦權論は必ず所謂家庭論者から反對を受ける。所謂家庭論者は婦人の眞正の職分は、男子に服従し、男子のために活動の空氣を送り、男子の意見を述べんとすれば、柔順に之れを傾聴するにありとする。さればもし婦人にして十分の教育を受ける様になれば、この理想は破壊せられよう。家庭には唯一つの意志があつて、二つの意志があつてはならぬ。衝突の恐れがあるからである。然しこれ以上の新理想が生

この理想も決して一理がない譯ではない。

すればそれに従はなければならない。そして婦人にして豊富な心と賢明な情とを得れば、その夫に對する愛情は増すとも減することがない。人生の最も高尚な調和は、訓練せられた獨立的の意志が相合した場合に生ずるものである。又眞の愛情は男女各、同等の智力を具へ、互に相尊敬する時に生ずるものである。これ等の事實は無數の幸福な家庭によりて證明せられて居る。詮する所實際上、この理想は勝利を博して居る。

然し事實上は矢張り男子を婦人の上に置かうとする思想がある。獨逸の如きはその著しいもので、婦人の眞正なる幸福は、純家庭に生きるのにあるとする。然れども是れは一種の短見である。又或論者は婦人の性情が偏固で、不定で、學問の志薄く、瑣事に齷齪すると歎ずる。これも稍道理ある様である。然しこれは眞に婦人に同情を以つて、婦人を救はんとする考でない。婦人を救はんとするならば、よろしく婦人を家庭の内に幽閉せず、つまらない家事を以つて束縛せないがよい。さすれば婦人は快活なる感情、思想をも養ひ、以つて理性的なる男子の伴侶ともなるであらう。然し婦

人をして外界に智力的生活をなさしめるのは、自ら家庭の義務を疎略にすることゝなる恐れがある。が然し學問を具へた實際的の婦人は母としても家婦としても有用であることは云ふまでもない。

又婦人を教育するは家事經營の力を減ずると云ふ考もある。これにはシドニー・スミスの語を以つて答へよう。曰く「母親がその子を愛するは、彼が希臘語と數學とを知れるが爲めであるか。母親が二方次程式を知らば、その嬰兒を棄つべきか。もしかゝる想像をする人があらば、天下これより愚なるはない」と。

勿論婦人は學問し家事をも經營せざるべからずとし、時間の都合上兩者を行ふことが出来ぬとすれば、前者を棄てるであらう。然し婦人の學問は彼自身に取りても、亦子供に取ても利益である。

以上は中流社會に就いて述べたのである。下層社會を見るに、彼等婦人は自ら家事と育児とを擔任せなければならぬ。かくの如き婦人は早くから人生の實際問題に接觸するので、判断力に富み、學校教育を受けた婦人

に優る所がある。然しこれ等の婦人にも教育が不必要だと云ふのではな
い。彼等により高い教育を施したなら、労働者の家庭も猶ほ一層幸福とな
るであらう。ローンの「女皇の貧民」中に「労働者の妻は却つて夫よりも普通
教育を多く受けて居るものがある。然し妻の教育の優つて居ることは、夫
婦間を疎隔する原因とはならない。畢竟男子はこれに就いて、嫉妬を懷か
ず、婦人はこれに就いて、自負せぬからである云々」と云つて居る。

又婦人の教育の効果を論ずるには、少女が結婚前に従事した職業を見る
がよい。

少女が適當な監督の下に、家事の經營をなして居つた少女は、結婚後直ち
に自己の經驗を應用しようとする。然して、熟練を要する職業に従事し、相
當の賃錢を得た少女は粗野な労働に従事した少女に比すれば、家事の經營
が巧であつて、その結婚時に於ても、相當の状態の下に居た者の方が、夫の選
擇に對して綿密である。然して一の例外とも見るべきは、機業地の工女は
結婚後も、その職業を棄てず、母たり、妻たる義務を疎にすると云ふ事である。

然しこれも漸次減少しつゝある様である。

又或生物學者は「人類は男女各、その性質を異にする程強い」と。又リールの如きは文明の初期には男女職業の差別はなかつたが、文明の程度の高まるに従つて、差別が著しくなるとして居る。

かく諸説あるけれども、婦人を教育することは、却つてその家庭を幸福ならしめ、その夫を幸福ならしめるものであると云はねばならない。

勿論近代的家族に於ける婦人と云つても、或る場合には、夫の爲めに自己の便宜、自己の意志をも犠牲とせなければならぬ。然し是れは婦人の教育により、婦人の常識によつて判定し、悦んで爲すべき者で、これを夫に對する犠牲などと云ふべきものでない。もし之れを犠牲と云へば、夫が妻に對する犠牲も、子が親に對し、親が子に對しても各犠牲がある。是れは互であるから、寧ろ是れは家族構成上の徳義と云ふべきものである。畢竟近代的家族には取り出して云ふべき犠牲はない。

然るに男女の差別を大にして婦人の精神を萎縮せしめ、婦人の苦痛を増

近代の家族に於ける小兒

さうとするのは、近代の家族の婦人の地位から許すことの出来ないものである。

要するに近代の家族に於ける婦人の地位は、非常に高まつて居り、自然其の責任も重きを加へて居る。

(四) 近代の家族に於ける小兒

小兒の家族に於ける地位は古今大差がない。猶ほ將來も大した變化はあるまい。然し文明人種の間には、一大變動がある。その一は進歩で、一は退歩である。即ち殺兒は人口制限の公認的手段でなくなつた事は、一の進歩で、小兒に母乳を與へる代りに代用物を用ひるのは、一の退歩である。

これ等の差異以外には、昔と今と何等の變化はない。小兒は依然として家族の從屬者で、柔弱であるが爲めに却つて他を支配して居る。何故かと云ふに、嬰兒の乞求するのは、抵抗すべからざる力であるからである。もし年長者が乞求すれば、我れ等は容易にそれを拒むことが出来る。然るに小兒に對しては拒めない。實に小兒の柔弱は偉大な力である。

小兒の權利

何しろ家族に於ける小兒の力は強大なものである。そして近代の家族に於ける小兒は、父母を呼ぶに敬稱を用ひよとも教へられず、二三代以前の如く、行儀を守れとも命せられず、又往時の如く沈黙をも要求せられない。で長者の會話に意見を挟む事も差支ない。

これ等は教育上の見解の一新したのにも依るが、一は家庭に於ける父母の權威の基礎が動搖したのにも因る。實際近世の小兒は古の如く、書籍を得る不便もなく、學校で十分の教育を受けるから、時には父母に批評の鋒を向ける事も珍しくはない。

かく近世の小兒の地位は餘程變化した事もあるが、家庭に於ける小兒の大切な事は古今東西に變りがない。

或日二歳の小兒に附纏はれて臺所に立ち働ける母親に「嗚この兒等の爲めに仕事を妨げらるゝことが多いであらう。」と聞いたら、その母は「われは未だ曾て、小兒に付き纏はれず、わが仕事を終つた事がない。」と答へたと。母の心事誠に掬すべきものがあるではないか。

かくて小兒は家庭に於ける唯一の獎勵劑となり、家庭をして單調の入り來る餘地なからしめるものである。實に小兒は近代の家族に於いても貴重なものである。以上はボサンケー夫人の説の大要である。

結 論

家族は人類社會固有のもので、缺くべからざるものである。その形式は同じではないが、東西何れの國民も家族を有せない國民はない。

勿論國民の文明の高低と種類の異同とに應じて、その組織の動機は一でない。父權的家族は祖先崇拜教の上に立ち、次に長子相續制の家族があり、遂に今日行はれる近代的家族となる。然し近代的家族は決して墮落したのでない。一面からは近代的家族の家長とも云ふべき男子は、從來の家長に比して、一層堅固な基礎の下に立つて居る。それは妻子の愛情を一身に集めるからである。かくて近代的家族は愛情と經濟的狀態との二要素から構成せられた美しいものである。然し近代的家族の一面には見逃すべ

からざる缺點もある。

第四節 近代的家族破壊の傾向

近代的家族の理想としては、獨立する子女は、何れも十分な素養があつて、安全な者でなければならぬ。然るに個人主義の極端に發達した結果は、未だ獨立すべき十分の素養のない子女が、早くも社會に出で、不完全な家庭を作る様になる。それから時代の趨勢は、家族をして經濟上の機能たらしめ、家族の獨立自尊を要する結果は、人をして益事務家とならしめ、遂に家を以つて一の生活上の事務所となし、果ては唯家は、夜寝る場所の如くに考へられる様になつた。

こんな時勢の要求は、近代的家族をも破壊し、無味乾燥な破壊的近代の家族を生せんとする。かの家族は夫婦に限り、生んだ子女をば國家に任せて教養せしめ、老疾者も國家の保護に任すべしとする説の如きはそれである。又甚だしきは夫婦關係にも影響を及ぼさうとする。實に近代の傾向は寒

破壊的近代
的家族

近代的家族
破壊の原因

極端なる個
人主義

心べきものがある。今左にその近代的家族破壊の主なる原因の二三を述べて見よう。

(一) 極端なる個人主義

聞く所によれば、米國の家庭を訪問した時、主人に御土産を出せば、主婦は知らん顔をし、主婦に御土産を持つて行けば、主人は我れ關せず焉をきめこむ。御土産を持つて行く時には、餘程注意せんければならない。それで女子の意を迎へなければならぬ米國では、主婦に御土産を持つて行くと萬事都合がよいとの事である。これは夫婦財産權の觀念が發達した結果ではあるが、又一は極端な個人主義の影響である。

先にも述べた如く、近代的家族に於いては結婚に對して家長の束縛がない。それで殆んど自由に行はれる。然し自由を求むる事を得るものは自由を棄てる事も出来る。殊に近代の女子は絶對自由を要求する。それも男子の束縛を脱しようとするのではなくて、現代生活に倦怠を生じた爲めである。畢竟放縱生活を喜ぶのである。その結果は自己の美貌を保たう

とし、自己一個の便宜とか愛好とかを遂行させようとする極端な個人主義となり、結婚を忌み、結婚した者は離婚する様にもなる。

今歐米の離婚統計を見るに、米國紐育の千九百三年に於ける離婚は、結婚三八、一七四に對し離婚一、〇八七、即ち〇、〇二八強、ワシントンにては、〇、〇三七強であつた。千九百六年に、紐育は〇、〇二三に減じたが、ワシントンでは、結婚九、一八二に對し、離婚は一、九八一、即ち〇、二一六弱に激増して居る。又佛國の例を見るに

年 度	結 婚 數	離 婚 數	割 合
一八九五年	二八二、九一八	六、七四三	〇、〇二四弱
一九〇〇年	二九九、〇八四	七、一五七	〇、〇二四弱
一九〇一年		七、七四一	
一九〇二年		八、四三一	
一九〇三年		八、九一九	
一九〇四年		九、八六〇	

一九〇五年	三〇二、六二三	一〇、〇一九	〇、〇三三強
一九〇六年		一〇、五七三	
一九〇七年		一〇、九三〇	
一九〇八年		一一、五一五	
一九〇九年		一二、八七四	
一九一〇年	三〇九、二八九	一三、〇四九	〇、〇四二強

の如き割合である。千八百九十五年の離婚數は六、七四三で結婚數に對し二分四厘弱に當つて居る。五年後の千九百年には離婚の數は増したが、その割合は二分四厘弱で五年前と差がない。然るに千九百五年には三分三厘強となり、千九百十年にはその數は一三、〇四九で實に四分二厘強に激増して居る。その増加率は千九百年より千九百五年迄には、三割七分五厘の増加で、千九百十年迄には、七割五分の激増で、僅か十ヶ年にかゝる増加を示して居る。

この事實は近代的家族に於ける結婚關係の弛んだ事を意味して居り、そ

親子間の疎遠

の結果は遂に近代的家族をも破壊し去らんとするに至るのである。

(二) 親子間の疎遠

子女は長い時間を學校生活に送らなければならぬ。従つて子女は親に接する時間も減する。本來親子間の愛情は接近の愛であると言はれる位で、親子間の近接は、親子間の愛情と大關係がある。然るに子女が長い間學校生活をして親に接す時間の少くなるのは、延いて親子間の愛情を減せしめる。殊に子女が父母と思想感情趣味嗜好等を異にするに至り、遂に親子間の情義は疎遠となり、その結果は近代的家族をも破壊せんとするに至るのである。

接近の愛

經濟的基礎の不安定

(三) 經濟的基礎の不安定

一家の經濟的基礎を最も安定ならしめるのは、土地の所有である事は既に述べた所である。然るに今や大資本の農工商業が行はれ、土地所有は農民の或者に歸し、中小農は益、その數を減じ、大農のみとなる傾向がある。これは國家の安寧維持の上からも忽緒に附すべきものでない。兎に角今や

分業的勞働

國民の多數はかゝる不動的經濟上の立脚地を失つた。それで強ひて近代的家族の經濟的基礎を求むれば分業的勞働である。即ち父及び子女は日相當の勞銀を得、主婦は一家の收入支出を司り、子女の教育監督をする事である。然しかゝる分業的勞働は上下流兩社會には行はれない。上流社會の主婦は、その特權を棄て、奴婢をして收入支出を司らしめ、教育監督に當らしめる。又下層社會では主婦も勞働して勞銀を得なければならぬ。かくの如くであるが分業的勞働により、經濟的基礎を定めるのも困難である。殊に勞働に依ることは、極めて不安定なものである。かう考へて見れば、近代的家族なるものには、安定な經濟的基礎がない。これは遂に近代的家族そのものを不安定ならしめ、それを破壊するに至るのである。

右に述べた所は、近代的家族を破壊する主要原因である。かゝる原因から、近代的家族は破壊的家族に變せんとしつゝある。

本章に述べた所により、西洋に於ける家族制度が如何に變遷し、如何なる惡傾向に向ひつゝあるかを知る事が出來たらう。先づ、最古代及び上代は、

大家長權の大家族で、家族制度が行はれて居た。然るに漸次家長權は縮少せられ、遂に近代的家族となり、家長權を認めず、唯その形骸を止める位に至つた。そして今やその近代的大家族をも破壊し去らんとする傾向がある。誠に寒心すべき極みではないか。

第二章 支那に於ける家族制度の變遷

支那に於ける家族制度の變遷は、これを三期に分けて述べる積である。然し支那の家族制度を知るには、是非とも支那の宗法に關し、一通りの知識を有せんければならない。それで宗法に就いて少し研究したが、服部博士の「宗法考」があるから、主としてそれに依つて述べる事とし、その次に支那の家族制度の變遷を説く。

第一節 支那の宗法

宗法に關しては先秦時代では周禮儀禮禮記等に依らなければならぬ。

今これ等の書の諸處に散見する所により、宗法に就いて大體の事を考へて見ようと思ふが、宗法と云ふのは、畢竟支那家族制度の規定である。

周禮天官冢宰の職に「以九兩繫邦國之名」とあるのに「五曰宗。以族得民」とある。鄭玄の注には「宗、繼別爲大宗、收族者也」とあり、孔穎達の疏には「民は族人である」と云つて居る。又禮記大傳には「同姓從宗、合族屬」とある。これ等に依れば、宗は一族を統べるものであることがわかる。然らば宗とは如何なるものを云ひ、族とは如何なるものを云ひ、その宗は何故一族を統べる事が出来るかを考へなければならぬ。

第一 族の意義

まづ族に就いて略説する。

族とは何やぞといふ事についても議論がある。然しまづ族に三族九族の名がある。今三族に就いて考へるのに、周禮小宗伯の職には「掌三族之別、以辨親疏」云々とあり、儀禮士昏禮には

惟是三族云々。

九族

とある。これに就いて鄭玄の註を見るに、小宗伯の三族をば、父子孫を云ひ、士昏禮には父昆弟、己昆弟、子昆弟とあつて、其の範圍が少し異つて居る。次に九族と云ふ語は、尙書堯典に出で、後には九族五服の圖などまで出來たる如く、支那の宗法には重要なものである。堯典には

克明俊德、以親九族、九族既睦、平章百姓。

とある。この註に古文尙書家は高祖より玄孫に至る、己より上下各四世を以つてする。馬融や鄭玄はこの説である。今文尙書家は父族四、母族三、妻族二、父族は本族、姑の夫、姉妹の夫、女子の夫の家。母族は母の本族、母族と姨母の家。妻族は妻の本族と妻の母族を以つてする。

かく三族九族について異説がある。又禮記喪服小記には

親親以三爲五、以五爲九。

とある。その三を鄭玄は註して「己上親、父下親子」として居る。即ち父己子が三族、それに祖孫を加へて五となし、又曾高二祖及び曾玄兩孫を加へて九

宗法の族

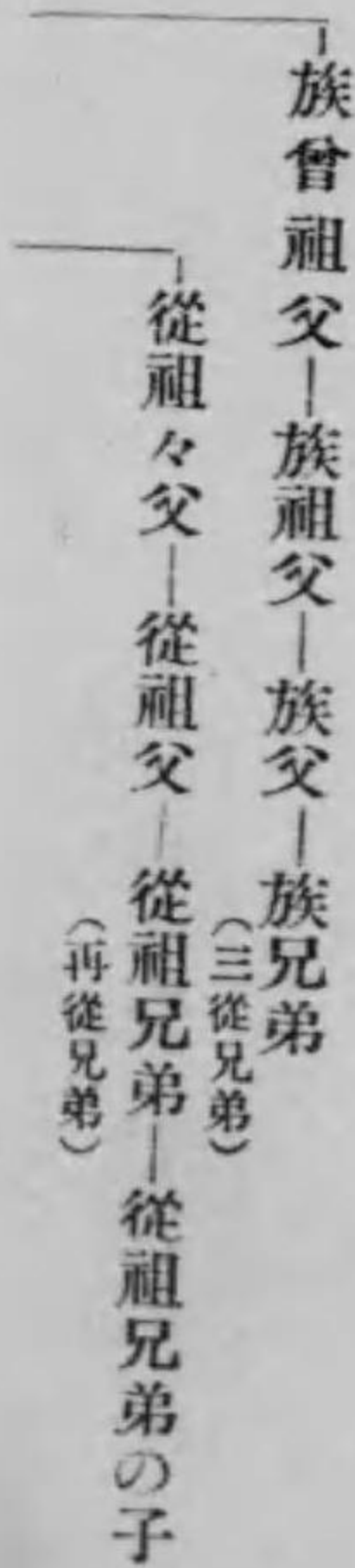
本族と支族との關係

族として居る。かく同姓から三族九族を定めるのが、古文尙書家で、異姓を入れて考へるのが、今文尙書家の説である。即ち父の族、母の族、妻の族を三族として、更に父の族を四、母の族を三、妻の族を二として九族とするのである。かく異説はあるけれども、宗法で云ふ族は異姓を含まないで、同姓のみに限られて居る。然らばその同姓と云ふのは如何なる者であるかも知かにする必要がある。禮記大傳孔疏には「同姓父族也」とあり、左傳によれば姓が分れて氏となり、氏が分れて族となつて居る。然し古來姓氏族は混同して用ゐられたこともあり、姓の研究も六ヶ敷いことである。唯こゝでは祖先を同じくして居るものが同姓で、本支の別が明かなものは、皆同姓であると云ふことさへ判れば、同姓從宗、合族屬の語も解けることである。

以上の族の説明は直系族即ち本族に就いてあるが、その支族との關係はどうであるか。それには五服に關する親族關係を見るがよい。

五服とは儀禮喪服に斬衰、齊衰、大功、小功、總麻の五等の服を云ふのである。そして屬も亦之れに従つて居る。今宗が死んで、その嫡長子が繼げば、父の

兄弟を世父・叔父と云ふ。その世父は伯父の事で、その世父・叔父の子を從父兄弟又は從兄弟と云ふ。大宗が死んで、嫡長子が繼げば、その父が世父・叔父と云つた人を、こん度は從祖々父と稱し、その子を從祖父、その孫を從祖兄弟又は再從兄弟と云ふ。二代目の大宗が死んで、嫡長子が繼げば、前の從祖父を族祖父、從祖父を族祖父、從祖兄弟を族父、從祖兄弟の子を族兄弟又は三從兄弟と云ふ。此の時が別子から丁度五世になる。六世になれば親族關係がなくなる。禮記・大傳に「五世祖免殺同姓也。六世親屬竭矣」とある。五世となれば正服がなくて同姓を滅殺せられ、六世になれば親屬關係がなくなる事がわかる。それは猶ほ宗法の遷・不遷の所と對照すればよく解る。今本支族の關係を圖で示せば次の如くである。

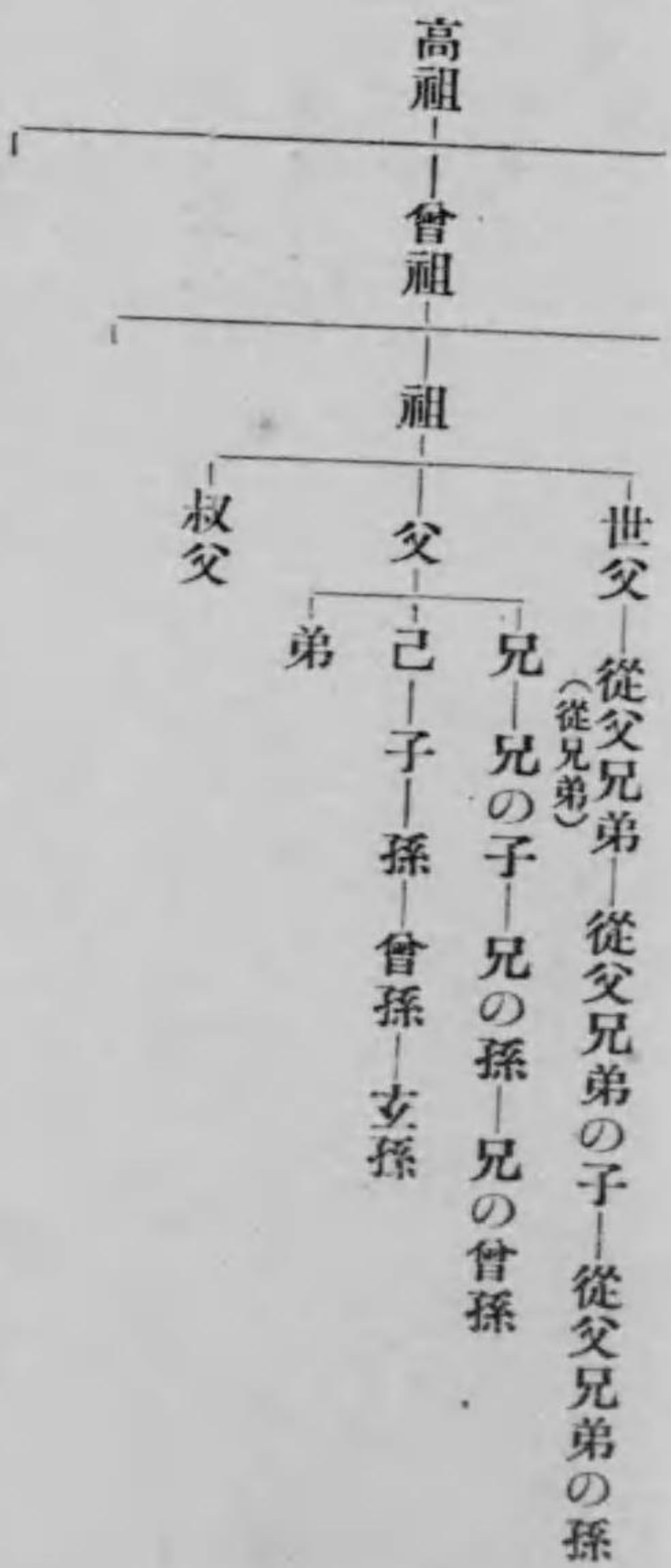


宗の意義

右の圖は大清律例服圖中に「自本身上、曰父祖曾高而下曰子孫曾元玄」是本宗九族之服制也」とあるにも一致して居る。

第二 宗の意義

宗の意義は次の如くである。
 禮記・喪服小記及び禮記・大傳に
 別子爲祖、繼別爲宗、繼禰者爲小宗
 とある。



(一) 別子爲祖

別子爲祖に關する喪服小記の鄭玄の註は

諸侯之庶子別爲後世爲始祖者也。謂之別子者、公子不得稱先君。

とあり、大傳の部には

別子謂公子若始來在此國者後世以爲祖也。

とあり、前後で註が違つて居る。それで孔穎達は之れを以つて二つとして、「謂公子」は喪服小記の鄭註にある諸侯の庶子が後世の始祖となるを云つたもので、「若始來云々」は異姓が始めて來て此の國に在るもので、其の本國に在る者と別つて言ふのであるとした。

毛奇齡の大小宗通釋には「別子者公子之通稱也。周禮、小宗伯掌三族之別以辨親疎、別分別也。」となし又公子は母庶弟に用ゐ、別子は母弟に專用するのであるとも云ふ。左傳では諸侯の世子の母弟を以つて餘子となし、その餘は即ち別の義だとして居る。

かく色々の説があるのに對して、服部博士は大傳の孔疏をば

別子謂公子若來在此國者後世以爲祖也。

と讀まれ、鄭玄は公子の下に若の字を置いたのは、始來云々を類例したまで、之れを以つて別子の正解としたのでない。即ち鄭の意は甲國の公子が本國を去つて乙國に行き、別に家を成す場合に、其の子孫は本國の祖先を奉じないで、その別に家を成した人を祖とする様に、諸侯の庶子が本國に在つても、君と分れ、別に一家を成し、子孫の爲に祖となる者を別子と謂ふのであると云ふ意である。であるからこの註も前の註と同じ意味に過ぎないと説かれて居る。

又鄭註に「諸侯之庶子」とあるが、その庶子とは如何なるものであるか。庶子の語は喪服小記及び大傳の諸處見えて居り、又儀禮、喪服には衆子の語がある。その喪服の衆子の鄭註に

衆子者長子之弟及妾子、……士謂之衆子、……大夫則謂之庶子云云。

とある。で庶子と衆子とは同意で、諸侯之庶子とある庶子は、喪服の衆子と

同じく、長子の弟及び妾の子を云つたものである。

長子の弟を庶子と云ふのは可笑しい様であるが、周代に嫡長子相續の法を定めてから、嫡長子が父に先んじて死ねば嫡長孫に及び、嫡長孫がなかつた場合に始めて嫡長子の弟に行くと云ふので、嫡長子は兄弟中で相續上に特別の權利を以つて居たので、嫡長子尊重の結果、長子の弟も妾子と同じく、庶子とせられたのである。

それで鄭註を考へると、諸侯之庶子は公子で、即ち諸侯の嫡長子の弟や妾子である。彼れ等は別に自ら祖となるのである。然らば何故庶子は自ら別に祖となるか。鄭玄はその理由を説明して「公子不得禰先君」と云つて居る。禰は父が死んだ時之れを廟に祭ることである。即ち庶子は先君を廟に祭ることが出来ない。それで諸侯の公子は臣となり、大夫となつて、自ら別に一家を創立して始祖となる。之れが別子爲祖の解である。

繼別爲宗

(二) 繼別爲宗
喪服小記の鄭註によれば

別子之世長子爲其族人爲宗。所謂百世不遷之宗。とあり、又大傳には

別子之世適也。族人尊之。故謂之大宗。是宗子也。とある。文は少し違つて居るが、その意は同じい。別子が死んで、其の嫡長子が繼ぐと、族人は之を尊んで宗とする。而してその族人とは兄弟及びその子孫である。故に「繼別爲宗」と云ふのは、別子の後をつぐ嫡長子をば、その兄弟及びその兄弟の子孫は、尊んで宗とするのである。そしてこの宗を繼げるものは、次の小宗に對して大宗と稱せらるゝに至る。

繼禰者爲小宗

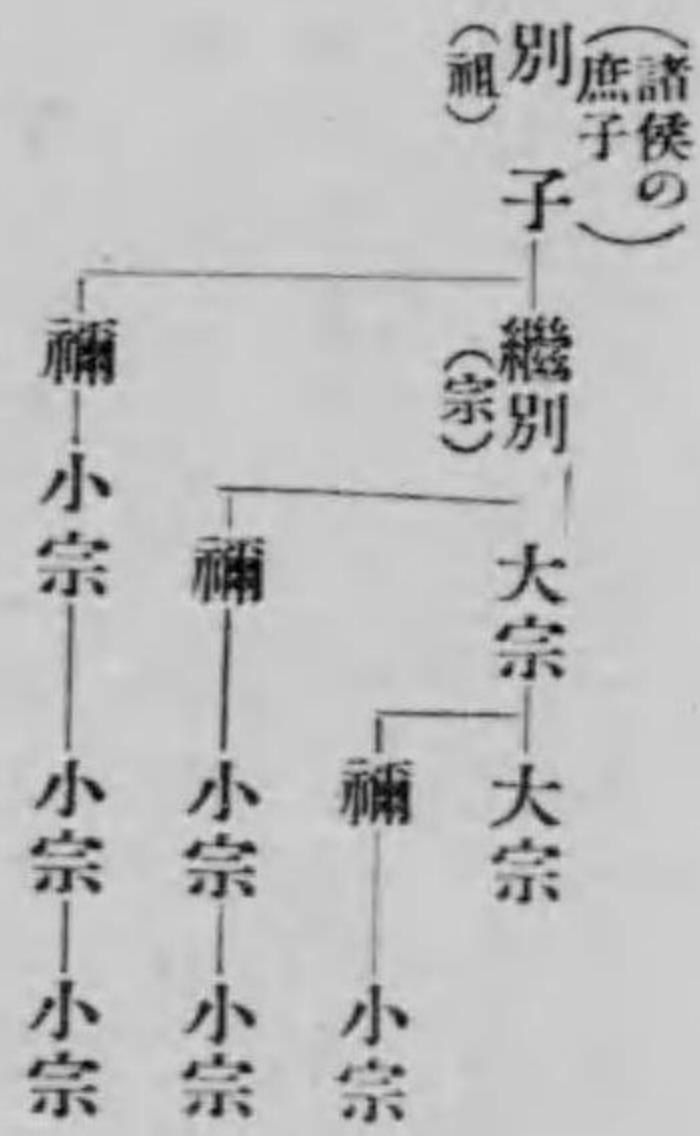
(三) 繼禰者爲小宗
これに就き喪服小記に鄭玄は註して
別子庶子之長子爲其昆弟爲宗也。謂之小宗者以其將遷也。と云ひ、大傳の註には

父之適也。兄弟尊之。謂之小宗。と云つて居る。これも文に少しの差があるけれども、その意義は畢竟同一

大宗・小宗

である。今別子に子二人以上ある時、父の後を繼ぐものは宗となるのであるが、その他の子即ち庶子は禰となるので、鄭註の別子の庶子と云ふのはそれである。即ち別子の庶子は禰で、その後をつぐ長子はその兄弟から宗とせられるのである。然して今禰の後に宗が出来たとすれば、別子の世長子が宗であるその後と、兩立するから、その區別を明かにする爲めに、前のを大宗とし、後のを小宗とするのである。

今大小宗に關する大體の説明をしたのであるが、然らば小宗から分れたものは、又小宗となるか。これに對し服部博士は小宗からは小宗が生じないといせられた。即ち禰と云ふのは別子又は大宗の庶子に限られて、小宗の庶子は禰とは云はない。それで小宗は別子又は大宗の庶子の後を繼ぐものに限られて、小宗の庶子の後を繼ぐものは宗となれないと。次に祖大小宗の關係を圖に示せば左の如くなる。



大小宗の區別はこれで略ぼ解せられたことと思ふ。然して大宗小宗は何時迄も無限に大宗小宗であるか。

禮記大傳に

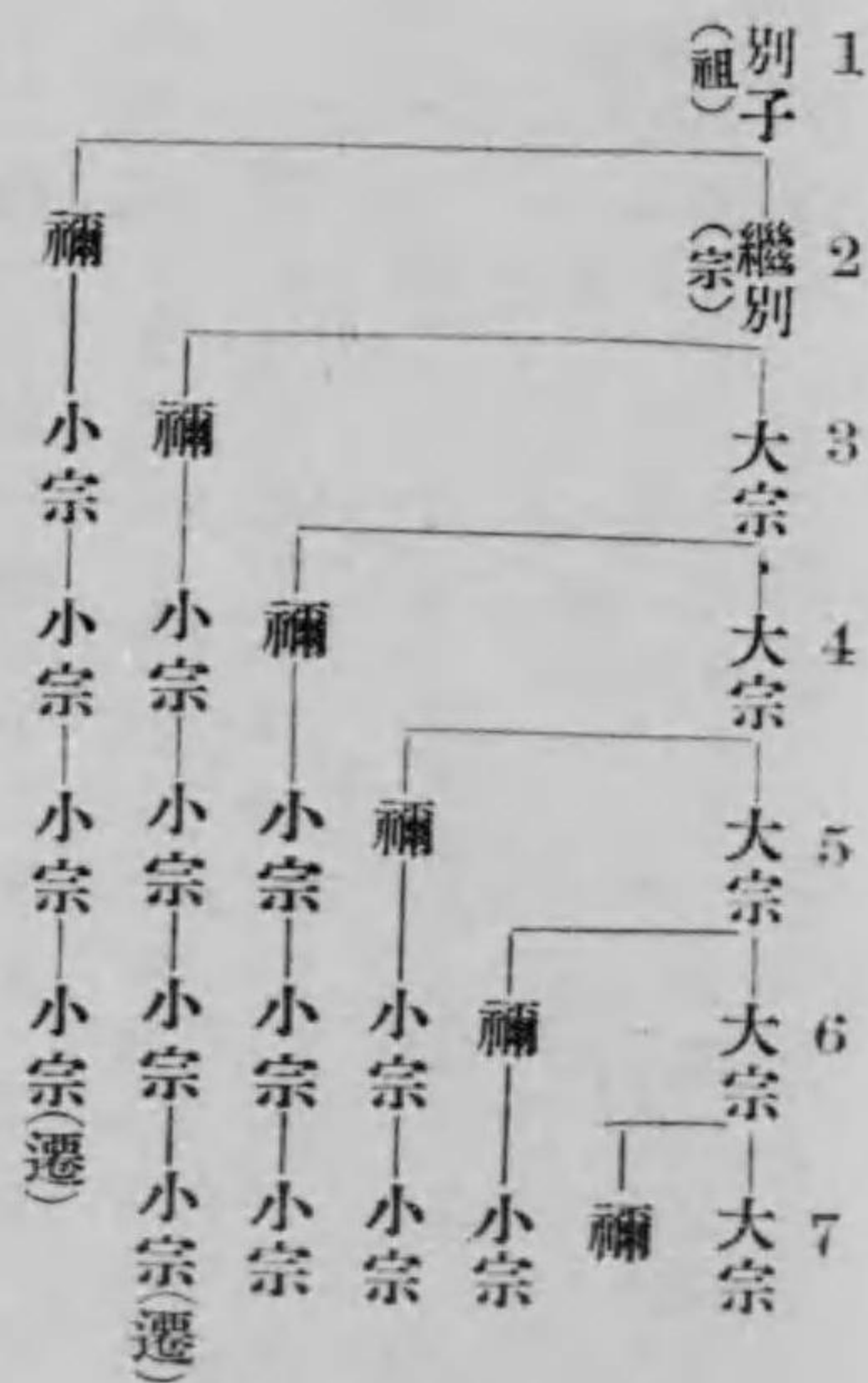
有百世不遷之宗、有五世則遷之宗、百世不遷者、別子之後也、宗其繼別子之所自出者、百世不遷者也、宗其繼高祖者、五世則遷者也、尊祖故敬宗、敬宗尊祖之義也。

とある。これによれば宗に遷不遷の別がある。遷を鄭玄は「遷猶變易也」と註して、宗たる資格を失ひ、族人を統べる力がなくなる事とする。喪服では五世は最も輕き總麻をつける位であるから、宗でも初代から五世になる

宗の遷不遷

と、宗たる資格を失ひ、族人を統べる力がなくなり、各自は皆獨立して宗族は散ずる。これが五世にして遷ると云ふ事である。而してその五世にして遷るものを限定して、宗其繼高祖者として居る。實は別子でも五世になれば高祖であるから、遷る部に屬するかと云ふに、別子の後は百世遷らざる事を明記して居るから、別子の後は遷らない。遷る高祖は禰を指したものである。即ち禰を繼いで宗となつたものは五世で遷る。換言せば、大宗の後は百世遷らないで、小宗の後に遷るのである。

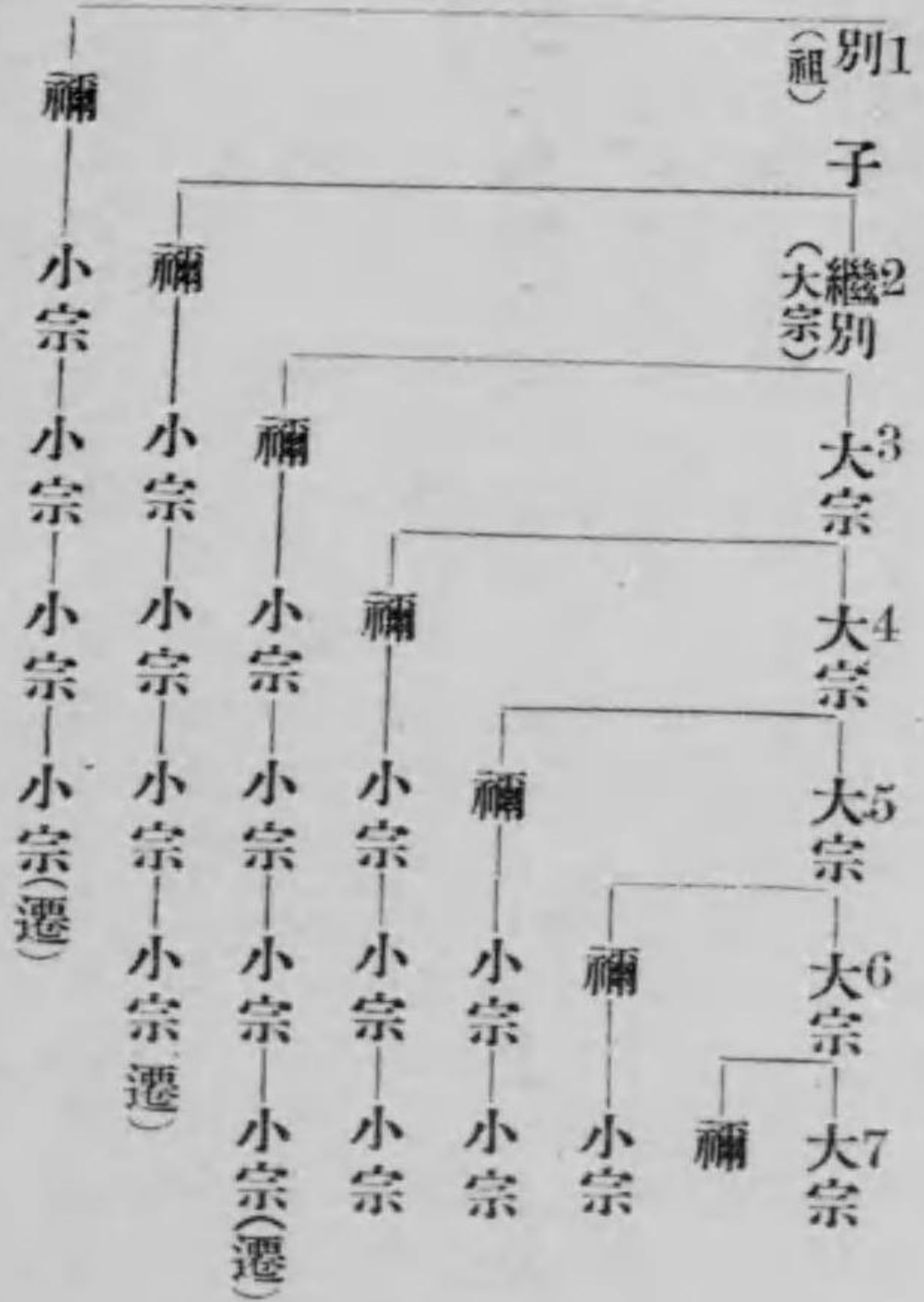
そして別子の嫡長孫が世を繼いで大宗となり、禰の嫡長子が小宗となつて、小宗の名が始めて生ずる。その後一世毎に一小宗が出来て、別子から六世になると四世の小宗が並ぶ事になる。七世になると猶一小宗が出来るけれども、最も初めに出来た小宗の後は、五世にして遷ることゝなるから、矢張り小宗は四である。それで大傳の鄭註に「小宗四、與大宗凡五」とあることが明かになる。今右に説いた事を圖解せば次の如くである。



以上は鄭玄の説に従つたのであるが、服部博士は之れに對し説を立てられて居る。即ち

諸侯の庶子が大夫となり、臣籍に入つて自ら家を爲し、後世子孫の祖となるのが別子である。但し庶子が二人以上あつた時には、相統屬する所がなくてはいけなから、その庶子の内一人を別子として、兄弟を統べしめるのである。そして別子に統べられる兄弟は、子孫がそれを禰と稱する。かくて別子の後は大宗となり、禰の後は小宗となるのであるとせられた。この

説によれば大小宗の名は別子の第二世から出來、第五世になつて四つの小宗が出來る理で、鄭玄の説よりも皆一世づゝ早くなることである。之れを圖で示せば



大小宗の關係

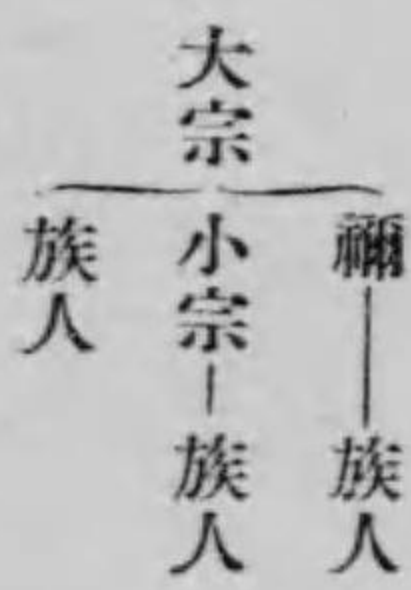
かく色々の説はあるが、これで大小宗に關する大體の觀念を得られた事と思ふ。又以上の説く所に依つて、宗と族とに關する大體の觀念も得られ

第三 大小宗の關係

大小宗の關係

た事であらう。そして、同姓從宗合族屬とあるからには、宗は同姓の族を統べて居ることが明かである。そして大小宗の關係はどうであるか。程徴君は宗法小記に

宗之道兄道也。大夫士之家以兄統弟而以弟事兄之道也。と云つて居るのでも明かな通り、兄を以つて弟を統べるのである。服部博士の宗法説の、兄は別子で、弟の禰を統べる事は、よくこの意に合する様である。そしてその兄の後は大宗で、弟の後は小宗であるから、先の兄弟の關係を保持して、小宗は、大宗の統率を受けるのである。又小宗は大宗に統率せられる一面に、自分の族人を統率する。その關係は次の如くである。



かくして、大宗の家長は禰、小宗及びその族人を統べて、大勢力を有することになる。この家族は家長權の極めて大なるものであるから、大家族をな

宗法の出来たる理由

して居る。聞く所によれば、何々屯と云ふのは、この大家長権の家族の一部落であるさうだ。次に何故に宗法が出来たかを考へて見よう。

禮記、喪服小記及び大傳に

庶子不祭祖者明其宗也。

とある。これから考へれば、其の宗を明かにするのは、祖先の祭祀に大關係がある。そしてその祖先の祭祀を重んずるのは、祖先崇拜より來り、その結果祖先の血を重んずるに至る。従つて弟よりも兄は祖先に近く、祖先の血をよく傳へて居ると云ふ考から、兄又は長子を尊重したものである。畢竟宗法も正體傳重の精神によつたものである。故に別子を繼ぐ大宗を重んじ、それより生ずる小宗及びその小宗の統べる族人をも統べしめるのである。勿論その大宗と幾代も經た族人とは、血族關係も遠くなり、自ら精神状態も疏遠になる。然し、大宗は本家の本家として、重んずべきもので、そこに恩義の關係がある。それで大宗と族人とを遂に無關係なものとする事は出来ないので、長く關係を持続せしめる。この精神から云へば、小宗と族

恩義の關係

宗法適用の範圍

人との關係も五世に遷らしめる事なく、永久にその關係を存続せしめるのが善いではないかと云ふ疑問も起る。然し小宗よりも大宗の重きことは、正體傳重の關係上當然なことである。そして小宗を五世で遷らすのは、親族關係も五世で打切り、喪服も五世に限ると云ふ精神から來たもので、親をして餘り祖先と遠ざかつた小宗に統べしむるのは、人情を無視した事であるから、情の上から小宗は五世を以て遷る事にしたのである。詮する所前者は情と理とを兼ねたものである。

第四 宗法適用の範圍

次に宗法は士庶人にも通用するか否か。これも非常に議論のある問題であるが、服部博士は荀子に「大夫士有常宗」とあるから、宗法は大夫士に通じたことがわかれるとせられる。程徵君が大夫士の家云々と云はれたのは、矢張り士にも通ずるとせられたのである。又宗法は庶人には通じないと云ふ人は、禮記、曲禮に「禮不下庶人」とあるのを論據とする。然し是れは庶人の爲めには特に禮を規定しないで、必要な事は士禮に準せさるのである。

故に宗法が庶人に通せないと云ふ他の理由がなければ、矢張り庶人にも通ずるものと見るべきものであると服部博士は云はれた。されば宗法は支那の上下に通用するもので、整頓した一種の家族制度と見るべきものである。

宗法の實際

第五 宗法の實際

(一) 宗法と財産制との關係

財産に關して考ふべきは同居同産、異居異産の事である。禮記、曲禮上に「爲人子者……父母存、不許友以死、不有私財」とあるのは、子が特有財産を有せず、同居同産である事を示して居る。そして又儀禮、喪服にある世父母叔父母の爲にする齊衰期の傳に

父子一體也。夫妻一體也。昆弟一體也。故父子首足也。夫婦胖合也。昆弟四體也。故昆弟之義無分。然而有分者則辟子之私也。子不私其父、則不成爲子。故有東宮、有西宮、有南宮、有北宮、異居而同財、有餘則歸之宗、不足則資之宗云々。

とある。これによれば子は居を異にして、東西南北の宮に居ても、財を同じくしたのである。是れは異居同産である。支那では古來五世同居、九世同居など云つて、同居を尊ぶ風があつた。然しこれ等は稀であつたから旌表せられたのであらう。兎に角、唐六典に別籍異財を以つて不孝として居り、明清律に

凡祖父母、父母在、子孫別立戶籍、分異財產者杖一百。

と云ふ規定があるのでも、同居同産な事が判る。然し父母祖父母さへ死ねば異居異財を行ふ。これは荀子、性惡篇に兄弟が産を分ける事を述べて、人性の惡を説いて居るのでも察する事が出来る。

(二) 大小宗が族人を統べる事實

大小宗が族人を統べるのに、最も重要なものは、飲食、祭祀、喪服、婚姻の四つである。

(1) 飲食。飲食に就いては周禮、春官大宗伯の職に
以飲食之禮、親宗族兄弟。

飲食

とあるのを見れば、大宗小宗の主人が族人を招き、飲食の禮を以つて、一族の親睦を圖つた事がわかる。そして此の飲食の時は、族人の男女は皆集るのである。然し支那の禮法では男女席を同じうすることが出来ないから、大宗小宗の主人と主婦とは別々になつて客を接待する。この場合には、主婦も主人と同じ地位にあるのである。

祭祀

(2) 祭祀。祭祀は支那人の古來尊重した所である。従つて宗法でも祭祀に重もきを置いた。大宗には宗廟と祖廟とある。宗廟と云ふのは大宗の祖である別子及びその兄弟の依つて出だ君を祭つたのである。祖廟と云ふのは、一般の宗族が始祖として尊ぶ人の廟、即ち大宗の祖先の廟である。この宗廟と祖廟とを祭るのは、大宗の主人即ち宗子の特權である。小宗や族人は之れを助けることは出来るけれども、自分で祭ることは出来ない。喪服小記に「庶子不祭祖者明其宗也」とあるのは、よくこの精神を現はして居る。かく庶子等は祖廟を祭る権利がないのみでなく、宗廟を祭ることが出来ない。然し小宗には祖廟がある。祖廟と云ふのは小宗の直接の始祖な

宗子の特權

る廟を祭つたので、これを祭るのは、小宗の特權で、族人は之れを助けるのみである。喪服小記に「庶子不祭祖者明其宗也」とあるはこの意味である。

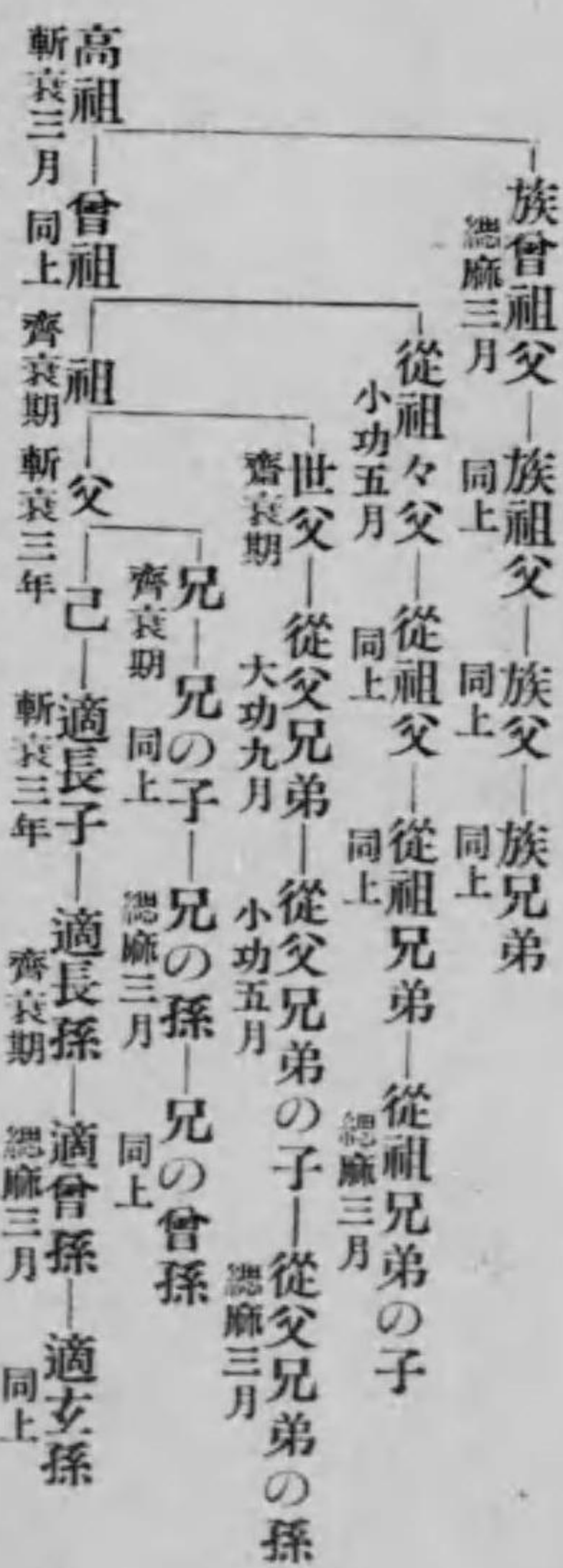
獻爵

宗廟と祖廟とは大宗の家にあつて、宗子はその祭をすれば、族人の男女は皆集つて来て、祭を助けたり、牲を供したりする。この時大宗の宗子は、牲などを供へ、主婦は黍稷野菜などを供へる。尸に爵を獻するのには、第一に宗子が獻する、これが初獻で、次に主婦が獻する、これ亞獻、終りに賓が獻する、これが三獻である。こゝにも主婦は大切な役がある。それで禮記曾子問篇に「孔子曰、宗子雖七十、無無主婦」とある所以も明かである。何しろ主婦の地位は相當に認められたものである。

喪服

(3) 喪服。喪服は宗法の根本とも云ふべきものである。喪服に五服あることは前にも述べた。即ち斬衰、齊衰、大功、小功、總麻である。斬衰は最も重いので、三年と期(一年)の二種ある。齊衰は又疏衰とも云はれて、三年期及び三月の三種ある。大功は九月、小功は五月、總麻は三月である。先にも述べた通り、自分から五世の間は喪服の義務があるけれども、六世になれば親族

關係がなくなる。今その關係を知らんが爲め、服部博士が本支九族の表に當てられたものを左に記して見よう。



かくの如くであるが、小宗に對する服は、五世で終りを告げる。然し族人が大宗に關する關係は永久的であるから、喪服も五世で終らない。それで儀禮、喪服には、大宗の宗子、妻及び母に對しては如何に族縁が遠くなつても、齊衰三月の喪に服せなければならぬと規定して居る。この如何に族縁が遠くなつても大宗の爲めに、族人が齊衰三月の喪に服するのは、理に於て認めるのであるから、喪服も之れを強ひて居る。こゝが大宗の貴い所以で、大宗と族人とは永遠に親族關係が切れない所である。

婚姻
同姓不婚

(4) 婚姻 婚姻に關しては同姓は婚しないと云ふのは通則である。然し左傳などには同姓で嫁つた例もあるが、是れは皆非難せられて居る。然し、姓氏族の關係が明瞭な内はよからうが、それが段々混ざる様になつては、同姓と云ふ事も明かでなくなる。即ち本は同姓でも、その後大宗に統率せられない場合や、異姓でも偶然或大宗に屬した時の如きは、同姓異姓も混同する。實は五世にして親族關係はなくなるのであるから、同姓と云つても婚姻してよい様なものである。然し同姓相婚を忌むのは、血族結婚を忌む精神から來て居るものであるから、之れを容易に許すことは出來ない。それでその後、宗法では同宗は婚せないと云様に改めて、幾分か同姓不婚に情を入れて改めた。

相續法

同宗不婚

(5) 相續法 この婚姻の規定と關係して居るのは相續法である。支那は男子相續で、男子でも嫡長子が相續人である。嫡長子が死んだ時に、嫡長孫に及び、嫡長孫がない時には、庶子に至り、庶子がなければ庶孫に至るのである。即ち嫡々相承くる法である。今嫡子孫がないとしても、庶子孫があれば

ばよいのであるが、庶子孫もなく、女子があると云ふ場合にはどうするか。日本では婚養子を迎へて、後を繼がしめるのであるが、支那ではそれは出來ない。然し祖先を尊ぶから、祖先の後は成るべく祖先の血に近い者が後を繼ぐべきである。而して支那では上古は母系主義であつたが、歴史時代に入つては父系主義であるから、男子相續である。それには養子をするにも同姓でなければならぬ。同姓の婚は宗法によつて、自家の女と婚姻せしめる事は出來ない。それで女子許り有る時は、別に同姓の男子を迎へて相續せしめる。そして自家の女子は他に嫁せしめるか、又は異姓から婚を迎へて、財産を分けてやる様にする。然らば大宗に繼ぐ者がなく、小宗中に唯一人の男子があるときにはどうするか。

大宗は總本家で重いから、小宗の相續者は自分の家を捨て、大宗を繼ぐべしと云ふ説もある。然しそれは理に於ては當然かも知れないが、情を無視した説であると非難せられた。かくて此の問題は千有餘年解決が出來なかつたのであるが、近頃漸くそれを解決した。それは一人で別々に大宗

小宗二宗の相續をするのである。そして男子が二人生れたなら、二宗を立てしめるといふ法で極めて便法である。かくて六ヶ敷かつた相續法も、容易に解決せられたのである。

以上述べた所は宗法に關する大體である。是れは支那の家族制度であるが、如何に整つた家族制度が行はれて居るか、と云ふ事を想像する事が出來る。

既に支那の宗法について述べたが、次に支那の家族制度が如何に變遷したかに就いて述べて見ようと思ふ。然し之も委しく述べる事は到底出來ないから、先づ第一は先秦時代、第二は唐時代、第三は明清時代に分けて、その大要を述べる。

第二節 先秦時代

先秦時代の家族制度の狀態は略ぼ宗法の條で述べたが、今猶ほその家長と家族との關係を考へて見る。

(一) 父親尊重

周禮大司徒の職に

以郷八刑糾萬民。一曰、不孝之刑、二曰、不睦之刑、三曰、不婣之刑、四曰、不弟之刑、云々。

とあるを見るに、不孝の刑を第一にして居る。周禮掌戮の職に「凡殺其親者、焚之、殺王之親者、辜之、凡殺人者、踣諸市、肆之。」

とあるのを見れば、一般の殺人罪よりも親を殺した罪が重い。これを見ても特に親を尊重したことが判る。又儀禮喪服に斬衰三年の制がある。そして

爲父、父至尊也。

とあるを見ても親を尊敬した事がわかる。又左傳桓公十五年傳に雍姬と母との言がある。

謂其母曰、父與夫孰親、其母曰、人盡夫也、父一而已、胡可比也。

と又同十六年に急子の言をのせて

棄父之命、惡用子矣、有無父之國、則可也。

とあるのでも、よく父を尊重した事がわかる。殊に「父一而已」とか「有無父之國、則可也」とか云つた語氣から考へると、父は非常に重せられたことがわかる。して見れば父權の強大なことが察せられる。又妾婦人と云ふ様に一夫多妻を許して居るのは、その起原は祖先の血を絶やさないが爲めであつたけれども、兎に角家父權の強大なことが解せられる。

(二) 嫡子尊重

嫡子尊重は宗法にも屢見えた所である。儀禮の喪服斬衰三年の條に「父爲長子。傳曰、何以三年也、正體於上、又乃將所傳重也。」

とある。その「父爲長子」の下に、鄭玄は註して「不言嫡子、通上下也、亦言立嫡以長也」として居る。これで適々相承けて、その嫡子嫡孫を尊重することが解せられる。つまり是れが長子相續を示して居る。又禮記喪服小記に「婦人爲夫與長子、稽顙其餘則否。」

とあるのは、婦人からは夫と長子とを同等の位置に見たのであり、又同喪服

小記に

父不爲衆子次於外。

とあるのは父は衆子をば輕んじ、略して外に次せないのである。同喪服小記に

母爲長子削杖。(桐杖也)

とある。これ等は何れも長子が父母などから重んぜられた事を見る事が出来る。又長子が庶子より重んぜられた事は宗法に明かであるが、禮記、大傳に

庶子不祭、明其宗也。庶子不得爲長子三年、不繼祖也。

とあり、同喪服小記に

庶子不祭祖者、明其宗也。庶子不爲長子、斬不繼祖與禰故也。

とあるのを見ても明かに知る事が出来る。

右の如く家父權が強大で、然して祖先を崇拜し、長子相續の法の行はれたなどは、正しく家族制度の行はれた事の一證である。然し家父權の如きは

絶對ではなかつた様である。周禮、地官媒氏の職に

令男三十而娶、女二十而嫁。中春三月、令會男女。於是時也、奔者不禁。若無故而不用、令者罰之。

とある。この中春の月に男女を會し、その時奔るのを禁じないのは、今日の自由結婚で、個人の自由を認めたものである。故に家長も家族に對して、絶對權を持つて居たとはいへない。然し故なければ罪せられるのであるから、前の事と併せ考へれば、大家長權の行はれた事が察せられる。

第三節 唐時代

唐代の家族制度の概要を知らうとするのには、唐の六典を見れば大概がわかる。

(一) 尊屬親尊重

刑部十惡の條下七に不孝があり、その註に

謂告言詈詛祖父母父母及別籍異財若供養有闕居父母喪身自嫁娶若作樂

尊族親尊重

第二章 支那に於ける家族制度の變遷

釋服從吉。聞祖父母喪。匿不舉哀。祚稱祖父母父母死。とあるのによつても、如何に祖父母父母を尊重した精神があつたかがわかる。

吏部の叙階の法にも、有以秀孝とあつて、その註を見るに、孝義の爲に門閭に旌表せられた者は、從九品上に叙せられるのである。孝の爲めに叙位があると云ふのは、如何に孝道を重んじたかを知る事が出来る。

老者尊重

(二) 老者尊重
戸部に

凡庶人年八十、及篤疾給侍丁一人。九十給二人。百歲三人。皆先盡子孫。次取近親。次取輕色丁。

とあるのは、如何にも老者に對する親切の情を盡す、眞の家族道德の精神を見る事が出来る。これ畢竟老者尊重の精神である。

近親尊重

(三) 近親尊重

刑部十惡の條下、四に惡逆があり、その註に

近親相姦を非とす

謂、毆及謀殺祖父母、父母、殺伯叔父母、姑、兄、姉、外祖父母、夫之祖父母、父母。とあるのは、外祖父母や夫の祖父母、父母なども、祖父母、父母と同一の罪惡と考へたのである。又その條、八に不睦の罪があり、その註に、謂、謀殺及罵、總麻已上親、毆告夫及大功已上尊長。とある。これで如何に近親尊重の精神が旺盛であつたかが解せられる。

(四) 近親相姦を非とす

刑部十惡の條、十に内亂があり、その註に

謂姦小功已上親、祖父、妾。

とあるのは、近親相姦を戒めたものである。

孝子・節婦等の表彰

(五) 孝子・節婦等の表彰
戸部に

若孝子順孫、義夫節婦、志行聞於鄉閭者、州縣申省奏聞、表其門閭、同藉、悉免課役、有精誠致應者、則加優賞焉。

とあるのは、孝子・順孫・義夫・節婦の如き志篤き善行者を賞したのである。こ

れは唐時代に於て家族道德の健全ならん事を欲つした證據である。而して同籍者は悉く課役を免せられたのは、一家族全體を以つて、一家と見た團體本位の思想で、純個人主義の精神でない。この一家本位の精神は遺憾なく家族制度の行はれた事を示して居る。

一夫多妻

吏部に

(六) 一夫多妻

凡親王孺人二人、…媵十人、…嗣王郡王及一品媵十人、…二品媵八人、…三品及國公媵六人、…四品媵四人、…五品媵三人、…降此皆妾。

とある。註に、古者諸侯一娶九女、其嫡者爲夫人、餘爲姪婦、孺人及媵蓋因此、とあるを見れば、一夫多妻の風、歴然たるものがある。

相續法

(七) 相續法

吏部に

諸王公侯伯子男、若無嫡子及罪疾立嫡孫、無嫡孫以次立嫡子同母弟、無母弟立庶子、無庶子立嫡孫同母弟、無母弟立庶孫、曾元已下亦同。

嫡々相承

財産配分

とある。是れは王公侯伯子男の相續法で、一般の士庶人はどうであるかは不明瞭である。然しそは他に見るべきものがないから、之れを以つて推論するより外はない。何しろ公侯伯子男の家で、嫡子がないか又は嫡子に罪疾のある時は、嫡孫を立て、嫡孫が無かつた場合に嫡子同母弟を立て、母弟がなければ庶子を立てると云ふ順序であるから、全く嫡々相承の長子相續法である。

(八) 財産配分

戸部に

凡食封皆傳於子孫、とあり、その註に

食封人身沒以後、所封物隨其男數爲分。承嫡者加與一分。若子亡者、即男承父分。寡妻無有男承夫分。若非承嫡房、至元孫、即不在分限。其封物總入承嫡房。一依上法爲分。其非承嫡房、每至元孫、準前停。其應得分房、無有女在室者、準當房分得數與半。女雖多、更不加。雖有男、其姑姊妹在室者、亦三分。減男之二。若公主、食實封、則公主薨、乃停。

とある。由來支那に於ては、父母存世中は異籍異財の出來ない事は宗法にもあつた通りである。然し父が死ねば、その遺財は男子の數に隨つて分たれるのである。而してその時に於ても、嫡子を尊重するから、承嫡者は一分を加與せられるのである。

第四節 明清時代

明時代と清時代とは大差がないから左に清朝の法律によつて述べる。十惡の條にある惡逆、不孝、不睦、内亂の内容は唐六典と大差がないから略する。畢竟、祖父母、父母、近親を尊重するのは、支那古來一貫の思想と云つて、宜しい。

婚姻

(一) 婚姻

戸律、同姓爲婚の條に

凡同姓爲婚者各杖六十、離異。

とあるのは、同姓の結婚を禁じたのである。又同律、尊卑爲婚の條に

凡外姻有服尊屬、卑幼共爲婚姻、及娶同母異父姊妹、若妻前夫之女者、各以親屬相姦論。

とある。これは近親結婚を禁ずる考である。畢竟これは人倫に關して大切なものであるから、かゝる重罪を科したのである。

この他任官中、部民の婦女を娶つて妻妾とすること、逃去の婦女を娶ることなどを禁じ、文武官が樂人を娶つて妻妾とすることを罪するが如き、支那では中々六ヶ敷い結婚規定がある。

又同宗で服の無い親及びその親の妻を娶る者は杖百とか、父祖の妾及び伯叔母を收むる者は、斬に處せられるとか、兄が死んだ後に、嫂を收め、弟が死んでから、弟婦を收めたりする者は、各、絞せられるなどの規定もある。何しろ婚姻に對しては、相當な儀式作法によらなければならぬ事は、戸律婚姻の條下に示して居る。即ち男女相婚するのには、婚書を寫し、禮に依つて聘嫁せなければならぬ。而して婚姻に關して次の面白い事がある。

(二) 尊長の權利

尊長の權利

男女婚姻の條に

若卑幼或仕官或買賣在外其祖父母父母及伯叔父母姑兄弟後爲定婚而卑幼自娶妻已成婚者仍舊爲婚未成婚者從尊長所定違者杖八十。

とある。卑幼が他に出て居た留守で祖父母父母又は伯叔父母などが卑幼の爲めに婚を定めて置いた時に既に結婚して居なければ尊長の定めた所に従はねばならない。これは取も直さず家族の人格を認めて居らない一證である。何故かと云ふに結婚はその當人に取つての一大事である。であるから結婚は當事者本位で決定すべきものでこれがよく人格を認めた事であらう。然るに未だ結婚せなければ尊長の定めた所に従へと云ふのは如何にも壓制である。これでは到底家族の人格を認めた法律とは解せられない。實際支那では個人の權利とか人格とかを尊重しないから、こんな法律もあるのである。

又刑律毆祖父母父母の條に

凡子孫毆祖父母父母及妻妾毆夫之祖父母父母者皆斬殺者皆凌遲處死。

過失殺者杖一百流三千里傷者杖一百徒三年。

とあるのは子孫たるものが父母祖父母に對しては犯すべからざるを示し、又同刑律に子孫が祖父母父母を罵り妻妾が夫の祖父母父母を罵る者は并に絞せられるのであるのを見ても父母祖父母と子孫との關係は恰度奴婢と家長との關係にある事が解せられる。従つて子孫は家にあつては奴婢の地位に等しいと見るべきものであらう。又總麻の兄弟や伯叔父母等を罵つても各相當の處罰がある。

(三)相續法。

戶律立嫡子違法に

凡立嫡子違法者杖八十其嫡妻年五十以上無子者得立庶長子不立長子者罪亦同。

とあるのは長子相續を示し、又同法に

若立嗣雖係同宗而尊卑失序者罪亦如之其子亦歸宗改立應繼之人。

とあるのは嫡子庶子のない時に同宗の者の立つに尊卑の序に従ふべきを

養子法

明かにしたものである。

(四) 養子法

大明會典に

立同姓者亦不得尊卑失序以亂昭穆。

とあり、戸律、立嫡子違法に

其乞養異姓養子以亂宗族者杖六十。若以子與異姓人為嗣者罪同。其子歸宗。とあるのは、確かに相續者は同姓でなければならぬことを示したものである。又同法に

若養同宗之人爲子所養父母無子而捨去者杖二百發付所養父母收管。若有親生子及本生父母無子欲還者聽。

とあるのは、同宗の者が養はれた以上、故なくして養親を捨て去るのを禁じたもので、これはつまり養親と養子との關係を示したものである。

(五) 財産制

財産制

戸律、別籍異財の條に

凡祖父母父母在子孫別立戶籍分異財產者杖一百。若居父母喪而兄弟別立戶籍分異財產者杖八十。

とあるのは、祖父母父母存生中は勿論、父母の喪中には兄弟たる者は同籍、共同財産を守るべき規定である。して見れば、父母祖父母存世中は、子は財産の特有權を認められないのである。然しこれは祖父母父母存生中、及び父母の喪中の制限であるから、祖父母父母がなくなり、父母の喪が終つた時には、籍を別にし、財を分けるのは差支ない。そして、戸律、卑幼私擅用財の條には、同居の卑幼が、尊長に由らないで、本家の財物を私用する者の罰は十兩で、笞二十、十兩毎に一等を加へて、杖百に至つて止まる。又若し同居の尊長が家財を分つ時に、平均でなければ、その罪は前に等しいとある。卑幼が擅に本家の財物を使用し得ないのは、當然であるが、後の尊長の家財を分ける時に、不均を許さないのは、子供が平等に財を受ける權利を規定したものである。要するにこれは財産の均分法である。

(六)家長の責任

戸律、脱漏戸口の條に

凡一戸全不附籍、有賦役者家長杖一百、無賦役者杖八十。

とあるのは、一戸口を籍に附けるのは家長の責任である事を示す。又他人を隠蔽して報せなかつたり、自己の成丁を隠蔽して籍に附せなかつたり、又は他人の丁口を隠蔽したりする時は、皆家長が責任者として、罰せられるのである。

(七)家長の權利

刑律、奴婢毆家長條に

凡奴婢毆家長者皆斬、殺者皆凌遲處死、過失殺者絞、傷者杖一百、流三千里。

とあるのは、奴婢が家長を毆てば斬せられると云ふので、家長が如何に尊重せられたかを知ることが出来る。そして家長の期親及び外祖父母を毆ち、又は傷けた者は、皆斬せられる。又刑律、奴婢罵家長條に
凡奴婢罵家長者絞。

とあり、家長の期親及び外祖父母を罵る者は杖八十、徒二年と云ふ刑に處せられる。又家長の權利の大なるを示すものは、刑律、奴婢毆家長の條下に
若雇工人毆家長及家長期親若外祖父母者杖一百、徒三年。
の刑があり、又雇工人が家長を罵れば、杖八十、徒二年の刑に處せられる。又戸律、出妻の條下に

若婢背家長在逃者杖八十、因而改嫁者杖一百、給還家長。

とあるのは、婢が家長の指揮に従ふべきを示して居る。これ等は何れも家長なるものが、特別の權利を持つて居る事を示した者で、又これと等しいものに近親權とも云ふべきものがある。

(八)近親の特權

清律、五刑の條に流囚家屬あり。それに

凡犯流者妻妾從之、父祖子孫欲隨者聽云々。

とある。之れに註して妻妾を從がはしめるのは、家を有ち安せしめるが爲め、父祖子孫の隨ふことを願ふ者を許すのは、就養の情に順つたのである。

と云ふ。然らば犯罪者に對しても、家の形式を保ち、之れに安せしめようとし、一は父子孫の情を汲んで居ることが明かである。これは個人本位の刑法ではなくて、家族本位の刑法とでも云ふべきものであらう。

又清律親屬相爲容隱の條下に

凡同居若大功以上親及外祖父母外孫妻之父母女婿若孫之婦夫之兄弟及兄弟妻有罪相爲容隱奴婢雇工人爲家長隱者皆勿論。

とある。これは孔子の「父爲子隱、子爲父隱、直在其中矣」と云つた情義を汲んだもので、支那の法律が唯理一逼でなく、よく人情を汲んで居る様が見える。のみならずこの事は實に「親親」の精神を表はしたもので、家族制度の精神を取つたものと云ふべきものであらう。

妻妾有序

(九) 妻妾有序

支那は古來一夫多妻の國である。然しその嚴密な意味の妻は、唯一人では妾である。それで自ら妻妾の間には差別秩序がある。清律、戸律に「妻妾失序」の條がある。これに

凡以妻爲妾者杖一百、妻在、以妾爲妻者杖九十、並改正。若有妻、更娶妻者亦杖九十、離異。

とあるのは、妻妾の區別を明にしたのである。何故かと云ふに、妻は齊で、夫の體と齊しき人である。妾は接で、僅かに夫に接見する許りである。それで貴賤の分があるから、紊してはならない。即ち妻を以つて妾とするのは、貴を壓して賤とするので、妾を妻とするのは、賤を升せて貴とするので、悖倫蔑禮の事であるから、罪があるのである。又妻があつて更に妻を娶るのは、正義に乖くから、之れを罰し、之を離別させて、宗に歸せしめるので、如何にもその妻妾間の區別の嚴然たる様が見える。支那は一夫多妻の國であり、するも、かく妻妾の間を峻別して居るので、家庭の秩序を紊さない。然るに我が國の如きは、妻妾の區別を紊し、妾を以て妻以上にもすると云ふので、家庭を紊す事が多い。支那は理を加味するのに、日本は唯情にのみ立つて居るから、こんな風になるのである。

(十) 離婚の制限

離婚の制限

戸律、出妻の條に

凡妻無應出及義絶之狀而出之者杖八十。雖犯七出有三不去而出之者減二等追還完聚。

とある。七出とは無子淫佚不事舅姑多言盜竊妒忌惡疾である。然しこの場合でも、與に三年の喪をなし、前に貧賤であつたものが、後に富貴になり、娶られた者が歸へる所がない時には出すことが出来ない、これが三不去で、離婚に對する制限である。そしてこの出すべき理由があつても、出すべき相當の手續をせなければ、矢張り不都合であると規定したのは離婚に對する一の條件である。そして戸律、逐婿嫁女の條に

凡逐婿嫁女或再招婿者杖一百、其女不坐、男家知而娶者同罪、不知者亦不坐、其女斷付前夫、同居完聚。

とあるのは、婿を逐ひ、又は再び婿を招く者を罪したので、矢張り離婚を制限したことがわかる。

十二) 個人之自由

戸律、居喪嫁娶の條に

其夫喪服滿妻妾果願守志而女之祖父母父母及夫家之祖父母父母強嫁之者杖八十。期親加一等。大功以下又加一等。婦人及妻者俱不坐。未成婚者追歸前夫之家聽從守志。

とある。これは妻妾が夫の喪服が濟んだ後に志を守らんとするものは、志を守る事を得る規定で、斯る場合の妻妾の意志を重んじたのである。是は詮する所、人情の自然を保持しようとした爲で、前の卑幼が他出して居た留守に妻を定めて、之れを強ひるとは、全く反對の事である。又刑律に子孫を略賣して奴婢とする者は、杖八十の刑があるのを見れば、尊長でも親でも、敢て絶對權を持つて居るのではない。殊に刑律、毆祖父母父母條下に、

其子孫違犯教令而祖父母父母非理毆殺者杖一百。

とある。子孫は祖父母父母の教令に服従すべきものであることは明かなことである。さればその教令を違犯した時には相當の責罰を加へるのは非としない。唯非理に毆殺するのを罰したのであるから、父母祖父母と云

つても、敢へて子孫に對して、生殺與奪の全權を有したのではないことが明かである。然し祖父母父母が非理に毆殺したのを杖一百位に罰するのは、親權の強大な事を示して居る。

收 結

支那には古來よく家族制度が行はれて居る。

先秦時代に於て父親尊重とか、一夫多妻のあつた事は、家父權の行はれた所以で、嫡子尊重は祖先崇拜や家族制度の行はれて居た證である。

唐代に於ける尊屬親尊重、老者尊重、一夫多妻の如きは尊長又は家父の權利を認める事が出来、近親尊重とか、孝子節婦を表彰するに、その一家の同籍者に及んだ事や、相續法などを見れば、家族制度の行はれて居たことが判る。

明清時代に於ける祖父母父母近親尊重や、その他尊長權などを見ても、家父權の行はれた事と、家族制度の行はれた事とを知る事が出来る。その他婚姻の規程相續法養子法を見、家長の權利近親の特權離婚の制限などを見

ても、家族制度の行はれて居た有様を想像することが出来る。

要するに支那に於ては、先秦時代の上古より現代に至るまで、大長權の家族制度の行はれた事は明かである。そしてその家族制度の情態をよく説明して居るものは、宗法である。

第三章 日本に於ける家族制度の變遷

(明治維新以前)

我が國の家族制度に就いて、委しく述べる事も六ヶ敷いから、之れを第一、上代、第二、大寶令時代、第三、武家時代の三期に分けて述べ、現行法上の家族制度は別に論ずる。

第一節 上代

上代の事は逸として捕ふべからずで中々わからない。然し上代は氏族制度が行はれて居つて、一大家族であつた事が明かである。左に我が國の

氏族制度の概要を述べよう。

日本の氏族制度

第一 日本の氏族制度

氏族の意義

氏族制度の模範的なのは、日本希羅羅馬などの氏族制度である。其日本の氏族制度を考へるには、先づ氏と姓との意義を明かにする必要がある。

(一) 氏族の意義

氏はうぢと訓じ、眞淵はうみすぢの義であるとし、遠藤博士は之れに従はれた。有賀博士はうふぢ、即ち生地ウヂノの義であるとせられた。例へば阿陪と云ふ地の村族中から出たものを阿陪氏と云ひ、藤原と云ふ村族から出たのを藤原氏と云ふが如く、皆土地に依るものである。そして氏に大小の區別がある。例へば阿陪氏が、その阿陪陸奥阿陪安積阿陪信夫阿陪間人などの如く別れると、前の阿陪氏は大氏で、後の別れた阿陪は小氏であるとの事である。栗田博士は氏は宇遅ウヂと訓じ、姓は加婆彌カバミと訓じ、漢土の姓氏に異るとせられた。そして氏は源平藤原の類で、姓は氏を尊んだ云ひ方である。而して氏族には(一)職官、(二)國縣居地、(三)祖名神名、(四)事物、(五)伎藝を以て名とする。

職官

國縣居地

祖名神名

事物

(1) 職官。例へば神と君との御中を執持つ職を、中臣連と云ひ、神祭の物を齋淨めるのを忌部首イミカベと云ひ、御門を守るを、大伴連と云ひ、物部の士を率ゐて、不順者を誅するのを、物部連と云ひ、犬を養つたのを、縣犬養宿禰などと云ふのは、何れも職名から來た氏である。

(2) 國縣居地。例へば大倭葛城山代凡河内伊勢紀伊等の國造が、大和直葛城直山代直凡河内忌寸紀伊河瀬直などと云ふのは、國壹岐對馬賀茂縣主などは、縣胸形君筑前宗像郡吉野首吉野郡蘇我臣(河内)などは、皆居地に依つて名けたものである。

(3) 祖名神名。玉祖命の後裔に玉祖連、天津久米命の後に久米直、田道間守の裔に橘守などのあるのは、祖名、猿田彥命の名によつて猿女君と云ふのは、神名を取つたのである。

(4) 事物。三枝部造は宮庭の三莖草を取つたので云はれ、小子部連は蠶兒を誤つて小兒を聚めた事により、大春日朝臣が糟を積んで堵カとした事により、柿本朝臣は家門に柿樹があるのに依つたなどは、物に取つたので、坂合部

伎藝

連は國界の標を立て、田地を開墾して治田連、和氣の關を建て、和氣朝臣となり、鳥を捕へて鳥取連となり、神門臣が出雲の大社の神門を作つたのなどは、事功に依つたのである。

(5) 伎藝。矢を作る矢作連、弓を作る弓削宿禰、石棺をつくる石作連、笠を作る笠縫、鍛冶をする倭鍛冶、韓鍛冶、衣服の衣縫、河内、山背、高麗等の畫師、醫藥に由つた蜂田の藥師、難波藥師等は皆伎藝に由つたのである。

栗田博士はこの五通りから、氏族名が出たとせられて居る。

かく氏に關しても色々の説があるが、遠藤博士の説の如く氏は、血統を示すものと解してよからう。そして前の阿陪は大本の血統として大氏で、後の別れた阿陪は血統の支脈であるから小氏である。即ち本家は大氏で、分家は小氏である。

大氏・小氏

氏神

氏には氏人と部曲の民とあつた。氏人は所謂良民で、部曲の民は賤民である。この良民と賤民との區別は、明瞭に出來て居て、其の兩者は結婚することが出來なかつた。それから氏には氏神と云つて、一族の祖先を祭つたものがある。これは一家の祖先と等しいもので、一族の祖先であるから、一族の者の精神を統一することが出來、一族の中心として尊敬せられたものだ。かくして大なる氏があつた事は、大伴氏、物部氏などのあつたのに依つても明かである。

次に氏と聯關して姓と云ふことがある。これはかばねと訓する。大槻博士はかばねの意で、宗長がその族を統べる義であるとせられた。遠藤博士はかばねであるとせられた。そのかは大の意、ほねは骨である。新羅の歴史には一族を骨と云つたのがある。それでかばねは家柄を示した者であると云はれた。栗田博士は氏は尊んだ云ひ方である。氏も元、讀めて云つたものであるから、氏も姓と云ひ、朝臣、宿禰などの如く、氏の下に着けて云ふのを姓と云ひ、又氏と朝臣、宿禰などを連ねても姓と云ふ。かく氏は氏よりも廣い意味があつて、氏は唯源平藤原に限つて云ふのである。そして、姓氏を賜つたのは、日本書紀、神代卷、皇孫降臨の章に、天鈿女命隨猿田彦所乞、遂以侍送焉。時皇孫勅天鈿女命、汝宜以所顯神名爲姓氏焉。因賜猿女君之

號。故猿女君等男女皆呼爲君此其緣也。とあるのが始めであると論せられた。かく姓についても異説はあるにもせよ、姓は家柄の尊卑を表はすとすものが穩當かと思はれる。唯日本では上代は臣連伴造國造などがあつたけれども、天武帝の時真人朝臣宿禰忌寸道師臣連稻置の八姓を定められ、朝廷から家々に賜ひ、氏に添へて家筋の尊卑を表はされたものである。かくの如くであるから、日本の姓は唯家柄を示す許りで、血族關係を示すのでない。然るに支那に於ては同姓不婚と云ふ様に、唯家柄を示すのではなくて、血族關係を示し、姓が分れて氏となり、氏が別れて族となると云ふ様な定りがある。この姓と日本の姓と混同し易いが、よく考へなければならぬ。つまり日本では氏ばかりの國で、支那は姓氏共存の國である。それで日本では同姓結婚を禁じない。即ち臣連とか、朝臣宿禰などの結婚も禁じては居らない。

要するに、日本では氏は血統を示すもので、源平藤原はこれであり、姓は家の尊卑を表はすもので、臣連朝臣宿禰などが是であると云つてよからう。

氏姓間の關係

大臣

大連

(二) 氏姓間の關係

次に大小兩氏及び姓の上下との關係はどうであるか。

臣姓を持つて居る人々の上には、大臣があつて、臣姓の人々全體を統領し、連姓の人々の上には、大連が居て、その人々を統領する。そして、臣の姓の人でなければ、大臣になれず、連姓のものでなければ、大連となれない。それで、中臣連鎌子を登用せられた時にも、大臣とは云はないで、内臣と云つたのである。かく大臣大連が出来て、臣連を統領したのであるが、大臣が闕けた時には、大連のみで臣連を統べしめたのである。かくて臣連の大族が出来た様になつた。

氏上

氏には、氏上、即ち氏の長者があつて、大臣大連の下に立つては居るが、諸の臣連の上に立つて、その氏人を統領するのである。そして、その大氏小氏には、兩者に氏上が有つて、各その氏人及び部曲の民をも領する。實際部曲の民は、氏上を君として仕へ、氏上は部曲を自己の所有とした。これで氏が權威を得るに至つたのである。然して、大氏の長者は大氏を統べると共に、小

氏をも從はしめたのである。かくて氏族制度を爲し、大氏が衰へた時には、小氏の内から適當な人を以つて、大氏を繼がしめた。例へば大國主神は氏上として、大八洲を私領し、その族人たる小氏は、各一定の土地を耕し、其の小氏にも亦氏上があつたのである。その後大化の改新があつて、個人を以つて國家組織の單位として、國司郡司を置いて統治せしめ、氏族制度は、その尊嚴を失つたけれども、積年の氏族制度は、一朝にして改めることは六ヶ敷く、遂に天智の御世には、大氏の氏上には、大刀を賜ひ、小氏の氏上には、小刀を賜はつたことがあり、天武天皇の十年九月には、氏を統御するのは、氏上を以つてする様になつた。かくてこの後藤原氏、源氏、平氏の如き大氏族があつたのである。

氏族はかく政治的に統一があつた許りでなく、氏神を祭つて統一が付いて居た。例へば氏神と云ふのは、仁徳天皇の頃から、竹田川邊連は竹田神社を氏神とし、大伴宿禰は伴氏神社を氏神としたなどは、それである。後には藤原家の興福寺、和氣氏の神護寺の如き氏寺となつた。この氏神の祭には、そ

の氏子である、氏人は相集つて、古の事などを語りながら祭をなし、朝廷に大禮がある時などは、天下の諸の氏が京都に參つて、皇子又は大臣大連に従つて、その大禮を御助けしめたのである。それから又戰時になれば、氏人は皇子又は大臣大連などに從屬して出征したのである。

要するに、姓を設けて家の尊卑を明かにするのは、氏族關係を亂さない爲で、氏族を亂れしめない爲めには、氏上を設けて、氏人を統領せしめる必要がある。かくて氏族制度を組織せしめ、これで、國家を治める基本としたのである。

上古の家族制度

第二 上古の家族制度

上古我が國に氏族制度のあつた以上は、一家の家長は、大家長權を行つた事も想像が出来る。そして上古既に家長權が発生し、長子尊重、長子相續であつた事や、祖先崇拜の行はれた事は、既に我が國の家長權發生の條下に述べた處であるから、今之れを略する。

然し猶ほ父子その他の關係に就いては考ふべきものがあるが、何分材料

に乏しい。

子女の賣買

まづ上古一夫多妻の行はれた事は、正妻をむかひめと云つて、妾のそばに對せしめた事を見ても明かである。又家父權の強大であつた事は、伊弉諾伊弉册尊が天照太神に日の國、月讀命に夜の國、素盞鳴命に海原を治める事を命せられたのに、素盞鳴命は從はない爲めに、逐はれた事や、天照太神が皇孫瓊々杵尊に葦原の瑞穗の國と三種の神器とを授けられ、饒速日命に十種の神寶を譲られ、何れもよくその命に從はれたが如き例によつて想像する事が出来る。殊に子女の賣買が行はれた事實がある。日本書紀、持統紀五年の詔に

若有百姓弟爲兄見賣者從良、若子爲父母見賣者從賤。

とあるのは、父母や兄が子弟を賣買することを認めた者である。これから見ても古代の家長權が殆んど絶對であつた事が察せられる。

第二節 大寶令時代

この時代の状態を大觀せんが爲めに、大寶令の主なるものを擧げて見よう。然しこの大寶令は、多く唐の六典から出て居る事は注意すべき事である。

尊屬親尊重

(一) 尊屬親尊重

これに付いて惡逆、不孝などの條項のあるのは、唐の六典に異ならないから略する。そして又老者尊重の法もある。

尊長の權利

(二) 尊長の權利

子女の結婚及び離婚に對して、祖父母、父母、その他尊長の同意を要するのは、尊長の權が行はれた證である。又戸婚律に祖父母、父母在し、子孫が籍を別け、財を異にする者は徒二年とある。これは祖父母、父母存世中は、その權に服して同籍同財たるべきを示したもので、矢張り尊長權が行はれて居た所以である。猶ほ雜令に

凡家長在而謂祖父母兄之屬、與戶令嫡子爲家長、其義不同也。子孫弟姪等不得輒以奴婢、雜畜、田宅、及餘財物、私自質、舉謂子孫弟姪等、私用家長物、以其爲

質擧而求利也。及賣若不相本問、違而輒與及買者、依律科罪。
とある。この家長は祖父伯兄の屬で所謂尊長である。父が亡くなつた時
にも、子孫弟姪等は奴婢雜畜田宅及び餘の財物を自由に質入したり、賣つた
りしてはならない。この場合には尊長の本問(許可)を得るのが必要である。
これ即ち一の尊長權である。

長子尊重

(三)長子尊重

戸令に

凡戸主皆以家長

とあり、註に

謂嫡子也。凡繼嗣之道、正嫡相承、雖有伯叔是爲傍親、故以嫡子爲戸主也。

とある。伯叔を傍親として、正嫡相承けるを法としたのは、長子尊重の精神
を表はしたものであり、又任官に當り嫡子が庶子よりも、位一級高く叙せら
れるのも、この精神を現はして居る。

(四)長子相續

長子相續

繼嗣令に

凡三位以上繼嗣者皆嫡相承。若无嫡子及有罪疾者立嫡。孫。无嫡孫、以次立嫡
子。同母弟、无母弟立庶子。无庶子立嫡孫。同母弟、无母弟立庶孫。四位以下唯立
嫡子。謂庶人以上、其八位以上嫡子未叙身亡及有罪疾者更聽立替。其氏宗者
聽勅。

とある。これは三位以上及び四位以下の者の相續法を規定したのである。
その法は三位以上の繼嗣者は、まづ嫡子で、嫡子がなければ嫡孫、嫡孫がなけ
れば同母弟、庶子と云ふ順序になる。次に四位以下庶人以上の者の繼嗣法
は、唯嫡子を立てる許りである。この規定は何れも嫡子相續である。そし
てその嫡子の權を尊重して居るから、廢嫡に關する規定がある。同繼嗣令
に

凡定五位以上嫡子者、陳牒治部、驗實申官。其嫡子有罪疾、罪謂荒耽於酒及餘
罪、辰將來不任器用者、疾謂廢疾、不任承重者、申牒所司、驗實聽更立。

とあるのはそれである。これ等は畢竟長子相續の風の嚴格に行はれた證

である。然し之れは庶人以上の法である。然らば庶人一般の相續法は、どうであるかと云ふに、それは大寶令に何等の規定がないから、明かでないけれども、この繼嗣令の精神を以つて推度するのが、穩當であらうと思ふ。殊に戸令に「戸主は家長を以てする。」とあり、その家長は嫡子である。これ等を併せ考へれば、一般に長子相續法であつたと見てよからう。殊に此の繼嗣令は唐令を模倣したのではなくて、日本の貴族の家督相續を規定したもので、本邦の特色を表はして居る點から考へても、この推度は正當なものかと思はれる。

養子條項

(五) 養子條項

戸令に

凡無子者聽養四等以上親於昭穆合者。即經本屬除附。

とある。これを見れば子が無い者は、養子を許されて居た。然し、是れは四等以上の親と云ふ制限がある。そして殊に昭穆に合せなければならぬ。これは全く支那の同宗を養子とする精神から來て居て、昭穆の關係を附け

婚姻條項

たのも、支那思想を傳へたものである。然らばその四等親迄とは誰を言ふか、昭穆とは何であるか。こは後の養子論に於いて詳論しようと思ふからこゝでは略する。

(六) 婚姻條項

繼嗣令に

凡王娶親王、臣娶五世王者聽唯五世王不得娶親王。

とあるのは王と親王、臣等の場合の規定で、一般の規定としては戸令に

凡男年十五、女年十三以上聽婚嫁。

凡嫁女皆由祖父母、父母、伯叔、姑姑、兄弟、外祖父母、次及舅、從母、從父兄弟、若舅、從母、從父兄弟、同居共財、及無此親者、並任女所欲爲婚主。

とある。第一項は年齢の制限で、第二項は結婚をする時に、祖父母、父母等の尊長の同意を要する規定である。

(七) 離婚條項

離婚に關しては戸令に

離婚條項

凡棄妻須有七出之狀。一無子、二淫佚、三不事舅姑、四口舌、五盜竊、六妬忌、七惡疾云々。

とあるのは、離婚の理由を示す。然し七出の條項に當符つても、三、不、去、が、あ、る。それは

一經持舅姑之喪、二娶時賤後貴、三有所受無所歸。

である。この一に該當すれば、勿論出す事は出来ない。そして離婚に對しても、祖父母父母の同意が要る。戸令に

凡棄妻先由祖父母父母若無祖父母父母夫得自由皆還其所齋見在之財若將婢有子亦還之。

とあるのでも明かである。猶ほその離婚して、妻を出す時には、妻の持つて來た物で、現に在る物は返附せなければならぬ。

義絶條項

(八) 義絶條項

戸令に

凡毆妻之祖父母父母及殺妻之外祖父母伯叔父母兄弟姊妹若夫妻祖父母

遺産分配法

父母外祖父母伯叔父姑兄弟姊妹自相殺及妻毆詈夫之祖父母父母殺傷夫之外祖父母伯叔父姑兄弟姊妹及欲害夫者雖會赦皆爲義絶。

とあるのは、義絶する場合である。これは支那の清朝時代の刑法に比較すれば、甚だ寛大な様である。然し家族制度の精神はよく表はれて居る。

(九) 遺産分配法

戸令に

凡應分者家人奴婢氏賤不在此限田宅資財其功田功封唯入男女總計作法嫡母繼母及嫡子各二分妾同女子之分庶子一分妻家所得不在分限兄弟亡者子承父分養子亦同兄弟俱亡則諸子均分其姑姊妹在室者各減男子之半雖已出嫁未經分財者亦同寡妻妾無男者承夫分女分同上若夫兄弟皆亡各同一子之分有男無男等謂在夫家守志者若欲同財共居及亡人存日處分證據灼然者不用此令。

とある。これによれば分配すべきものは、家人奴婢、田宅資財等である。これ等のものは分配法が定まつて居て、嫡母、繼母、嫡子は各二分、庶子は一分、姑

姉妹はその半分を受けるのである。兄弟がなくなつて嫡庶孫になると均分するのである。そしてその分配額に功田功封は入らない。それは功田は田令に大功世々不絶、上功傳三世、中功傳二世、下功傳子とあり、功封は文武天皇の大寶元年七月、太政官の處分に、功臣封應傳子、若無子勿傳とあつて、功田功封の傳法は他の財産と異つて居る。これは嫡庶男女均分するのである。又婦人の持て來た財産はこの中に入らない。是れは婦人に特有財産を認めたもので、この精神の次第に發展して行く事は、大に注意して置かなければならない事である。又これ等の世襲財産と云つても、所有者家長が存した時に、處分を定めた證據の灼然たる者は、この法に依らないのであるから、所有者の意志の自由を許して居る。されば若し所有者が或一人に全部の財産を讓與することも可能である。而してその所有主は父で家長であるから、大家長權が行はれて居つた一證と見てもよい。

家長の責任

(十) 家長の責任

家長はよく一家を統率して、その家族の自由を束縛して居る代りに、家長

家長權の制限

は責任がある。即ち家長は租庸調雜役などの責任者である。それで戸令に凡戸逃走者令五保追訪、三周不獲除帳、其他還公、未還之間、五保及三等以上之親、均分佃食、租調代輸、戸内口逃者、同戸代輸、六年不獲亦除帳、地准上法とある。即ち戸内に逃げた者があつた時は、かく戸主家長が責任を負ひ、六年の間は租庸調などを代つてせなければならぬのである。

(十一) 家長權の制限

既に述べた如く、尊長權は行はれて居たけれども、家長權は絶対でない。戸令に

凡家人所生子孫相承爲家人、皆任本主驅使、唯不得盡頭驅使及賣買。

とある。是れは家人の子孫と本主との關係を説いた者である。本主は主人で所謂其の家の家長で、家長は家人の子孫を矢張り家人とする。然し家人と雖も苛酷に之れを驅使することが出來ず、又賣買する事も許されて居らない。これは家長權が絶対でない所以で、かの父兄が子弟の賣買を認め

た上古とは甚だしい相違である。これも世の進歩に従つて、家長權の制限せられて行く有様である。

(十二) 親族相助

親族相助

戸令に

凡、鰥寡孤獨貧窮老疾不能自存者令近親收養若無近親付坊里安恤若在路病患不能自勝者收付當界郡司村里安養仍加醫療并勘問所由具注貫屬患損之日移送前所。

とある。これは一の救恤法で、六十一以上で妻のない鰥、五十以上で夫のない寡、十六以下で父のない孤、六十一以上で子のない獨や、貧窮で困る者や、老疾の者などで、生活の出来ない者等を近親に收養せしめたのである。今の親族に扶養の義務を附して居るのと同じである。

以上種々な條項の下に大寶令に表はれた家族状態を述べたのである。

これで大家長權の行はれた事も明かであらう。殊に集解古記に、一戸之内縦有十家以戸爲限不計家多少とあるのは、戸を認めて戸内にある家の多少

は論じないのである。然らば大寶令時代の戸と云ふのは、今の幾家をも含んだもので、それに家人奴婢などが加はるから、一戸には甚だ多數の人が居る譯である。であるから戸主たる家長の權の及ぶ處も大きくて、その權は絶對でなくなつたとしても、よく大家長權を表はして居り、大家族をなして居ることも明かである。従つて家族制度の行はれて居た事は云ふ迄もない。

第三節 武家時代

武家時代と云つても長い間であるから、先に貞永式目について北條・足利時代を述べ、次に徳川時代を述べよう。

北條・足利時代

第一 北條・足利時代

(一) 總領法
武家時代の家族制度で、注意すべきは總領制度である。長子相續の行はれた事は古來からの事であるが、世の變遷に従ひ、その長子は父の身分財產

全部を相續する様になつて、その結果長子を總領と云ふ様に迄至つたのである。總領と云ふ語は法曹至要抄養子承分の條に

養子可總領養父之遺財也。

とあるのが、始めての様である。そして足利氏の末葉から總領法が出来たのであらうとは、池邊義象氏の説である。その證としては貞永式目該解(天文時代の著)に總領法を批難し、

凡田園財物其品同然者田地有一所者嫡子以下隨人數任分法可分領也。未分之財嫡子獨總領者近年之非法也。不可稱例、須從改正。

とあることに依つて、明かであるとせられた。然るに貞永式目父母所領配分時非義絶不讓與成人子息事に

右其親以成人之子令吹舉之間、勵勸厚之思積勞功之處、或就繼母之讒言、或依庶子之鍾愛、其子雖不被義絶、忽漏彼處分佗傑之條、非據之至也。仍割今所立之嫡子分以五分一可宛給無足之兄也。但雖爲少分於計宛者、不論嫡庶宜依證跡、抑雖爲嫡子無指奉公、又於不孝之輩者非沙汰之限矣。

とある。これを見れば長子相續が一般の法則であるけれども、或事情に依つては家父の考に依つて他の者を立て、長子相續が行はれない場合がある。その場合に後を繼ぐべかりし者に對して、後を繼いだものの五分の一を與へると云ふ規定である。これは總領獨占法と異なる様であるが、大寶令の分配法の精神を汲んだもので、此の分配法も少しは行はれて居たものと見える。

尊屬親尊重

(二) 尊屬親尊重

これは貞永式目追加敵對于祖父母父母致相論輩事にあるのを見れば明かであるが、それに

右告言之罪不輕之處、近日間有扶事、教令違犯之罪是重、自今以後可停止之。若猶及敵對者、儘任本條可被行重科也。

とある。教令違犯の罪は、支那の法律に於ても處罰した處であるが、我が國に於ても、この精神を取つて以つて、かゝる法條迄も出來たのである。その他、祖父母父母尊重の法條は、擧げる迄もないが、法曹至要鈔などにも多くこ

れに關する箇條がある。

家父權の擴張

(三) 家父權の擴張

武家時代になつては、家父と長子との權力の増大したのは著しいものである。そしてその表はれたのは、先づ財産上である。貞永式目得讓狀後其子先子父母令死去跡事に
右其子雖令見存至令悔返者有何妨哉。況子孫死去之條者只可任父祖之意也。

とある。これは死せる子より與へた財産を取返すのは當然であるが、その前段に生存中の子に對しても、一度與へた財産を取返す事が何等妨がないとするのである。されば父母の意志に依つて、その財産は自由に與奪せらるゝのである。それと同じことは同じく、讓與所領於女子後依有不和儀其親返否事にも表はれて居る。その條に

右男女之號雖異、父母之恩惟同、爰法家之論雖有申旨、女子則憑不悔返之文、不可憚不孝之罪業、父母亦察及敵對之論、不可讓所領之女子歟。親子義絶之

起也。既教令違犯之基也。女子若有向背之儀者、父母宜任進退之意。依之女子者爲全讓狀、竭志孝之節、父母者爲施撫育均慈愛之恩者歟。

とある。これは一度女子に讓與した所領を、その女子が父母に向背の義があれば、その如何に依つてその所領を取返すのである。之れに對して令學者は令に夫家にある女子に對して、取返す條項がないから、取返すのは不當であると論議した爲に、この法が出来たのである。之れも畢竟武家時代には敵味方となる變りが激しく、昨日の味方も今日は敵となる事もある。それで女子が父母に背いて、父母の敵である夫に従ふ事があるから、この法が出来たのであるが、何れを見ても子女の既得權を侵すもので、家父權の擴大された所以である。それと同じ様に又一方から取りかへして、他子に與へる事も出来た。讓所領於子息給安堵御下文之後、悔還其領讓與他子息事に
右可任父母之意之由、具以載先條畢、乃就先判之讓雖給安堵御下文、其親悔還之於讓與他子息者、任後判之讓可有御成敗矣。
とあるのも明かである。

家父權に伴つて本主權とも云ふべきものがある。それは追加讓與兄弟叔姪所領事に

稱和與之地本主不悔返由雖有其沙汰自今以後宜任本主之意歟。

とある。これは一度取返さないと云つて居ても、その後本主の意に任せて如何様にも出来るのである。これも家長權の強大な一例である。

夫婦父子相互責任

(四) 夫婦父子相互責任

まづ夫婦責任の事を見るに、依夫罪科妻女所領被沒收否事に

右於謀叛殺害并山賊海賊夜討強盜等重科者可懸夫咎也。但依當坐之口論、若及及傷殺害者不可懸之。

とある。これを見れば、夫が謀叛殺害山賊海賊夜討強盜等の重罪を犯した時は、妻の所領も沒收せられたのである。又同時合戰罪過父子各別事に

右父者雖交京方其子候關東子者雖交京方其父候關東之輩、賞罪已異、罪科何混。

又西國住人等雖爲父、雖爲子、一人參京方者、住國之父子不可遁其咎。雖不同

道、依令同意也、但行程境遙、音信難通、其不知子細者、互難被處罪科歟。

とある。後段の前半に西國の住人が父でも子でも、一人京方に參じた場合に、國に居る父子は其の咎を免れない。これ實際同道せずとも、同意したと見ると云ふ理由からである。又殺害及傷罪科事の内で、子或は孫が父祖の敵を殺害した時は、父祖はよし知らずとも、父祖の憤を散じ、宿意を遂げた所以であるから、父祖も罪科に處せられる條がある。これ等は父子相互責任である。かく相互に責任があるから、一家は家長が統率して行く必要も生じて来る、この一家族が相互責任である事は、一家を單位と見た思想で、家族制度の行はれた最も著しい證據である。

一夫多妻

(五) 一夫多妻

我が國は上古より一夫多妻であつて、武家時代にも公然妾は許されて居た。こは貞永式目に、妻妾得夫讓云々とか、同追加離別妻妾云々とかあるのを見てわかる。そして女子は男子と同等の地位ではなくて、男子よりも一層身分の下な者とせられた。殊に戰國時代となると、女子は財物と同様

に取扱はれた。かの敵國の城を落した時に、敵國より得た女を、部下の諸將に分與したと云ふ例などは、よく人の知つて居る所である。これは女子を利用して、敵の間諜にしたり、偽つて敵に嫁せしめて、敵を陥れたりなどした爲めに、自然女子の權威がなくなつたのである。その結果は女子の、檻禁となつた。

北條早雲廿一條の中に、ゆふべには六つ時に門をはたとたて、人の出入によりあけさすべし。左様なくしては、かならず惡事出來すべき也」とあるのは、全くこの思想である。

養子條項

(六) 養子條項

貞永式目、女人養子事に

右如法意者、雖不許之、右大將家御時以來、至于當世、無其子之女人等、讓與所領於養子事、不易之法、不可勝計、加之郡鄙之例、先蹤惟多、評議之處、尤足信用歟。

とあるのを見れば、子が無い時は女人は養子をして、それに所領を讓ること

が出来たのである。そして大寶令の精神から云へば、これを許さないのが正當かも知れないが、右大將家の御時以來、不易の法となつたとあるから、その女人でも養子をせられる慣習であつたらしい。然らば男子が養子をする事については如何なる規定があるか。追加に養子の賣買を禁じて居る。一體當時は妻、子、眷、屬の賣買が民間に行はれたものと見えて、追加に之を禁じた條項がある。それで養子を賣費するものがあるのを禁じたのである。それから養子相續に關して追加に

醫陰兩道輩、弃本道爲御家人養子、知行御領事、道陵遲之基也、自今以後可停止之。

とあり、依藝能被召仕輩所領事に
右或讓渡他人、或非器量之輩、相傳之條、無其謂之由、議定先畢、仍付器量可令相傳也。

とある。前者は醫陰兩道に關する者の養子となることを禁止せられたので、後者は藝能を以つて召されて居る者の養子制限である。その他一般の